



地域で支え合う安全なまち いたくら

板倉町総合計画

まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略

令和2年度～9年度



【計画】 けい - かく

[名] (スル) ある事を行うために、あらかじめ方法や順序などを考えること。物事を行うために、その方法・手順などを筋道を立てて企画すること。また、その考えの内容。プラン。

例「計画を立てる」「庁舎建設を計画する」

「地域で支え合う安全なまち いたくら」 を目指して

本町では、令和2年度を初年度とする、板倉町総合計画を策定し、「地域で支え合う安全なまちいたくら」をまちの将来像として、人口減少・高齢化を強く意識しながら、各施策を着実に実行し、町民の皆様一人ひとりが、本町に「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じ、住み続けることを誇りに思えるようなまちづくりに努めてまいりました。

この総合計画の計画期間は、基本構想8年間、基本計画は前期・後期の4年間ごとと定めております。ここに、前期基本計画の計画期間が終了年次を迎えることから、新たに4年間の後期基本計画を策定いたしました。

この度、策定いたしました「板倉町総合計画後期基本計画」は、前期基本計画における施策の方針を踏まえつつ、令和元年10月に発生した台風19号など近年多発する自然災害、令和2年から世界的な感染拡大となった新型コロナウイルス感染症による社会活動への影響、町のこれまでの取組や課題を踏まえ今後取り組むべき施策の方針を示しております。

今後につきましては、安全・安心、災害対応を重点施策としつつ、少子高齢化・人口減少対策の施策、デジタル化推進の施策など、総合的に各分野の施策を着実に実行することで、町民の皆様一人ひとりが、本町に「住んでよかった」、「住み続けたい」と感じ、住み続けることを誇りに思えるような持続可能なまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、まちづくり町民アンケートにご協力をいただいた町民の皆様、熱心なご議論をいただきました検討委員の皆様、議会議員の皆様、行政区長の皆様に、心からお礼を申し上げますとともに、計画の実現に向け今後とも一層のご協力、お力添えをお願いしまして、巻頭のご挨拶といたします。



令和6年3月

板倉町長 栗原 実

目次

板倉町総合計画

基本構想 序論 1

はじめに	1
これまでの計画とまちづくり	1
計画策定にあたって	2
まちの概況	2
人口減少社会と目標人口	3
町民の意向	5

基本構想 本論 7

基本理念	7
目指すまちの姿	7
計画の構成と期間	9
計画の目的・役割・構成	10
まちづくりを支える6つの方針	11
【生活環境】安全・安心で快適に暮らせるまち	11
【健康福祉】生涯にわたっていきいきと生活できるまち	11
【産業振興】活力ある産業で活気があふれるまち	11
【教育文化】充実した教育環境と歴史文化の薫るまち	12
【都市基盤】住みよい都市の整備と良好な景観のまち	12
【行財政】社会変化に対応する効率的な行政運営をするまち	12

基本計画 本論 14

SDGs（持続可能な開発目標）の推進	15
基本計画21の施策の見方	16
【生活環境】安全・安心で快適に暮らせるまち	17
災害への備え	17
防犯体制の強化	18
公共交通の充実	19
環境衛生の確保	20
【健康福祉】生涯にわたっていきいきと生活できるまち	21
子育て支援の充実	21
健康の増進	22
高齢者・介護（予防）サービスの充実	23
地域福祉の推進	24

【産業振興】 活力ある産業で活気があふれるまち	25
農業の振興	25
商工業の振興	26
観光の振興	27
【教育文化】 充実した教育環境と歴史文化の薫るまち	28
児童生徒の育成	28
芸術と文化の振興	29
スポーツの振興	30
生涯学習の推進	31
【都市基盤】 住みよい都市の整備と良好な景観のまち	32
都市計画の推進	32
道路網の整備	33
住宅対策の推進	34
【行財政】 社会変化に対応する効率的な行政運営をするまち	35
町民参加によるまちづくりの促進	35
情報の発信	36
財政運営の効率化	37

実施計画

40

まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略	41
人口ビジョン	41
総合戦略	47

基本構想

基本構想は、まちの将来像と
その目指すべき方向を示します

序論 はじめに

基本構想

1 これまでの計画とまちづくり

昭和46年に本町は、目標年度を昭和55年度とする『板倉町総合計画』を策定し、豊かな住みよい郷土の実現を目標に、緑と清流の農工都市を目指し、都市基盤整備を推進してきました。社会情勢の変化に伴い、昭和55年度に『板倉町総合計画』を見直し、平成2年度を目標年次とする『板倉町新総合計画』を策定し、このとき板倉台地ほ場整備をはじめとする土地改良事業を進めてきました。続く『板倉町第3次総合計画』では、第1章を「都市開発の推進」とし、都市開発プロジェクトとして、東洋大学誘致、東武日光線新駅設置、板倉ニュータウン建設等、主にハード面の事業を実施しました。

その後バブル崩壊とともに、右肩上がりの成長期は終焉し、低成長期を迎えました。『板倉町第4次総合計画』の策定においては、情報化や国際化、財政状況の悪化等、社会経済状況が大きく変化する中、板倉ニュータウンの活性化、防災体制の整備、国際・地域交流、情報技術ネットワークの整備を重点プロジェクトとして取りあげました。

その後、地方分権の進展や東日本大震災の発生など、経済的には低成長期が継続する中、時代は大きな転換期・変革期を迎えました。平成24年度を計画初年度とする『第1次板倉町中期事業推進計画』では、町民と行政との協働とパートナーシップの強化、防災体制の整備を大きな目標として掲げつつ、町役場新庁舎の建設の考え方にも言及し、ハード・ソフト両面のバランスを考慮しながら、それらを実現する新しいまちづくりに取り組んできたところです。

これまでの計画とまちづくり

計画名	計画期間	将来像	計画人口	時代背景
板倉町総合計画	昭和46年度～ 昭和55年度	緑と清流の農工都市	20,000人	高度成長期～ 安定成長期
板倉町新総合計画	昭和55年度～ 平成2年度	希望にみちた 活力あふれる町	21,114人	安定成長期
板倉町第3次 総合計画	平成3年度～ 平成12年度	文化のかおる 活力あふれるまち “いたくら”	25,000人	安定成長期～ 低成長期
板倉町第4次 総合計画	平成14年度～ 平成23年度	光と水とふれあいの 学園都市・板倉	19,300人	低成長期
第1次板倉町 中期事業推進計画	平成24年度～ 令和元年度	みんなが安心して 暮らせるまち	15,220人	低成長期

2 計画策定にあたって

社会構造の変化や新たな行政課題への対応などにより、行政の役割は増加傾向にあります。一方、長引く景気の低迷、人口減少と高齢化の進行による福祉関連予算の増加など、本町の財政状況は引き続き厳しい状況におかれています。遡れば、平成11年に地方分権一括法が制定されて以来、地方分権推進委員会の答申もあり、国は一貫して地方分権を進める立場をとっています。

さらに平成26年に制定されたまち・ひと・しごと創生法の背景には、東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図ると同時に、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現させるという目的があり、地方分権を具現化する政策の方向性が示されています。

今後は、行政ニーズと財政運営の共通理解を深めるために、町民と行政がそれぞれの役割と責任のもと、これまで以上に連携・協力しながら支え合っていくことが不可欠となります。

以上のような時代の変遷を踏まえ、『第1次板倉町中期事業推進計画』が令和元年度末をもって終了することから、社会情勢の変化や本町が直面している諸課題を総合的に分析し、行政経営資源の減少と新たな時代に対応した町民参画型の持続可能なまちづくりをするための計画策定を目指しました。

3 まちの概況

板倉町は、関東平野の中央、「鶴舞う形」と形容される群馬県の最東南端に位置し、埼玉県と栃木県の県境に接します。町の南側には、わが国最大の流域面積を誇る利根川が流れ、北側にはその利根川水系最大の支流である渡良瀬川が流れます。また、町の東側は平成24年にラムサール条約登録湿地となった渡良瀬遊水地に接します。

町内の地形に関しては、地盤高度に関しては概ね標高13メートルから25メートルを示し、山岳地帯の多い群馬県の中では、最も標高が低く、平坦な地形です。気象に関しては、年間の平均気温は約15度程度で、降水量が少ない地域です。町内の土地のうち、約52パーセントを農地が占める一方、市街化区域は約9パーセントとなっています。このように、豊富な水と平坦な地勢、群馬県下で最も温暖な気候を利用し、米、麦、施設園芸（キュウリ、花卉^{かき}など）を主力とした農業が盛んです。

板倉町は、昭和30年に西谷田村・海老瀬村・大箇野村・伊奈良村の4か村が合併して誕生しました。高度経済成長とそれに伴う持続的安定成長は、大都市とその周辺都市に人口の集中と、産業構造の変化をもたらしました。このような社会背景の中、本町は、恵まれた自然環境と東京圏から通勤圏内という地理的条件を生かし、東北自動車道館林IC設置、町東部における板倉ニュータウンの造成、平成9年には東洋大学板倉キャンパス開学、板倉東洋大前駅開業と相まって、順調に発展を遂げてきました。また、平成23年には「利根川・渡良瀬川合流域の文化的景観」として関東地方で初の重要文化的景観に選定されました。昭和33年に開庁してから60年あまり供用を続けてきた町役場庁舎の建て替えと庁舎機能の移転が平成31年2月に完了し、同年同月に町役場新庁舎が開庁しました。令和元年の東日本台風（台風19号）の経験をふまえ、住民の生命及び財産を確実に守ることを目的とし、車中避難を想定した西岡地区緊急避難場所及び海老瀬地区緊急避難場所を令和5年に整備しました。

序論 はじめに

4 人口減少社会と目標人口

我が国では、急速に少子高齢化が進行しており、総人口は平成16年12月の1億2,784万人をピークに人口減少時代に入りました。平成30年(2018)の合計特殊出生率※1は1.44であり、長期的に人口を維持できる水準とされている2.07を大きく下回っており、今後も少子化は続くものと見込まれています。また、東京圏への人口移動も止まらない状況です。国の総合戦略KPI※2の一つである「地方・都市圏の転出入の均衡」では、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方への転出を4万人増やすという目標を掲げていますが、計画策定時よりも地方から東京圏への転入者数は増大し、東京圏から地方への転出数は減少しており、東京一極集中の傾向は変わらない状況が続いています。出生数の低下にも関わらず、東京圏の人口が地方に比べ減少の幅が緩やかな理由は、老年人口※3の増加だけでなく、生産年齢人口が東京圏に流入しているからということがいえます。

近年、本町における出生数は100人を下回り、合計特殊出生率は1.00を割り込む状況が続いていることから、年少人口※3が減少しています。現在のところ全体の人口については、減少する年少人口と生産年齢人口※3を、増加する老年人口が補っているため、全体の人口減少は緩やかです。しかし、国立社会保障・人口問題研究所※4の推計によると、令和7年(2025)頃に、老年人口も減少に転じる転換点が訪れ、今後人口減少のペースが速まることが予想されます。以上のことから、少子高齢化、生産年齢人口の減少といった人口構造の変化は避けがたい状況にあります。

板倉町の出生数と合計特殊出生率

年 項目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
出生数	93人	80人	81人	81人	60人	57人	45人	48人
合計特殊出生率	1.17	1.02	1.21	1.21	0.94	0.97	0.81	0.86

群馬県の出生数と合計特殊出生率

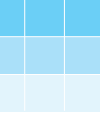
年 項目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
出生数	15,637人	14,914人	14,732人	14,522人	14,256人	13,661人	13,279人	12,922人
合計特殊出生率	1.41	1.39	1.41	1.44	1.49	1.48	1.47	1.47

全国の出生数と合計特殊出生率

年 項目	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
出生数	1,050,806人	1,037,231人	1,029,816人	1,003,539人	1,005,677人	976,978人	946,060人	918,397人
合計特殊出生率	1.29	1.32	1.37	1.39	1.41	1.42	1.43	1.44

資料：厚生労働省人口動態調査

※1 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が平均して生涯何人子どもを産むのかを推計したもの ※2 KPI：key performance indicatorの略称で重要業績評価指標と呼ばれる。業績評価を定量的に評価するための指標。達成すべき目標に対しどれだけの進捗であるかを明確にできる ※3 年少人口・生産年齢人口・老年人口：年少人口（15歳未満の人口）・生産年齢人口（15～64歳までの人口）・老年人口（65歳以上の人口）※4 国立社会保障・人口問題研究所：人口・経済・社会保障の相互関連などについて調査研究を行う、厚生労働省の施設等機関略称「社人研」

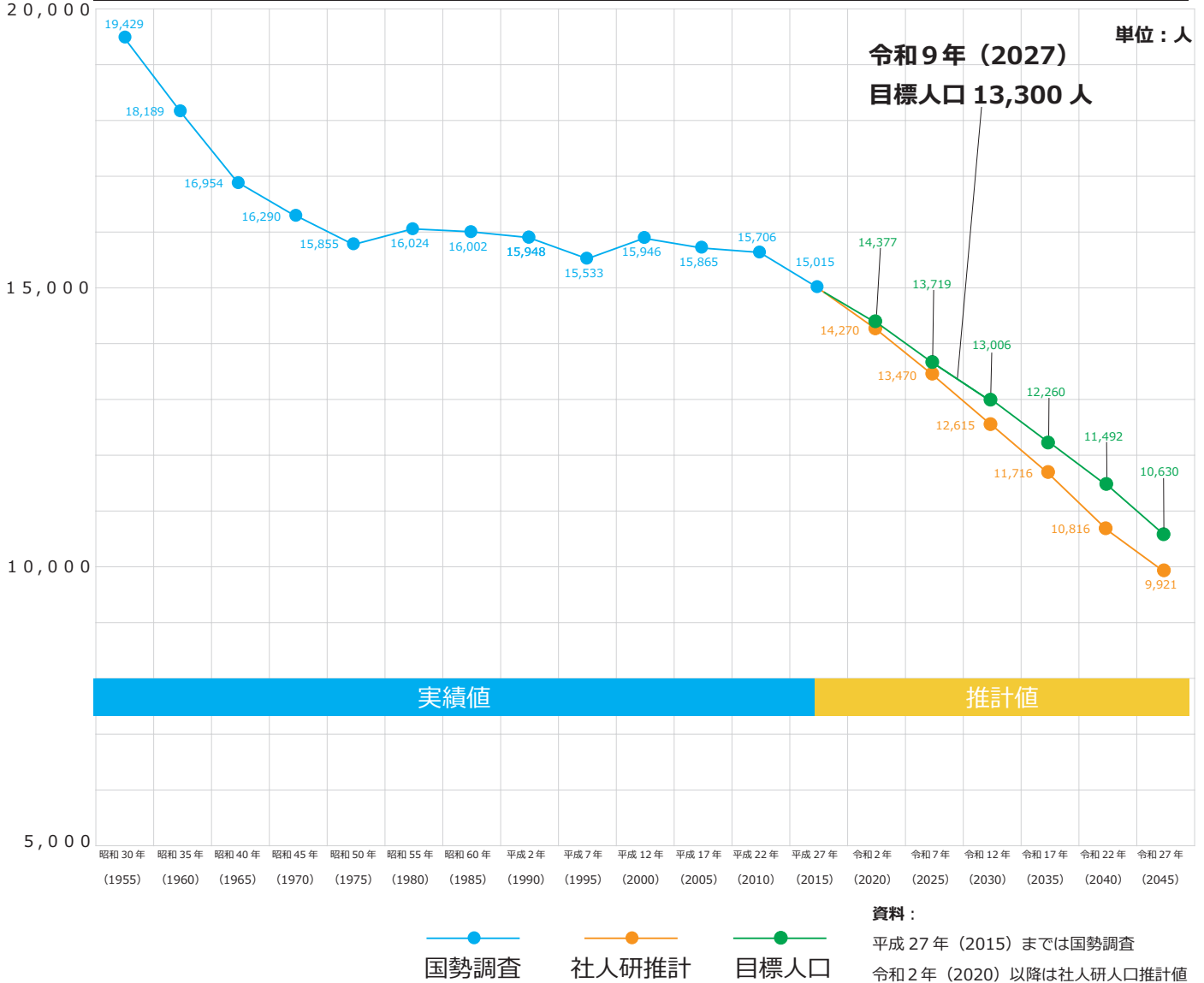


人口減少と人口構造の変化による課題は、町の施策全般に大きく関わるものです。人口減少を前提とした施策を展開していく必要があります。一方、町の活力を維持するといった視点からは人口減少は好ましいことではありません。人口減少を抑制する対策が必要です。

国全体の人口が減少する中、町の人口を維持することは困難な状況ですが、持続可能なまちづくりをするためにこれまで以上に人口減少を抑制する施策を講じることとし、本町が目指す将来人口は、令和9年(2027)に人口規模13,300人の確保を目指すこととします。これは、第1期板倉町人口ビジョンにおける社人研推計人口と目標人口の中間の値を継承して算出した値で、第2期総合戦略をはじめとする人口減少を抑制する施策により、達成可能な目標として設定するものです。

※将来人口推計に関する分析・資料は人口ビジョン (P 41 ~)

図 1 板倉町の人口推移と将来人口【昭和30年(1955)~令和27年(2045)】



序論 はじめに

基本構想

5 町民の意向

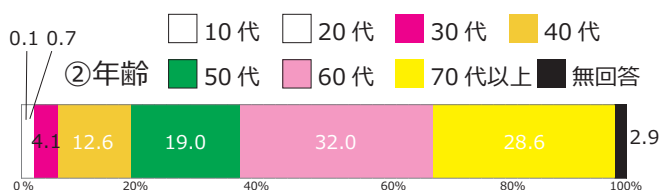
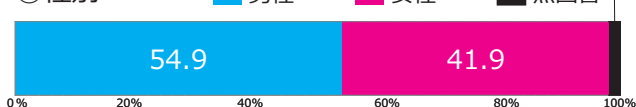
本計画の策定にあたって、町民の皆様のご意見やご提示をいただくために、「まちづくり町民アンケート」を実施しました。調査結果の一部を示します。

調査の概要

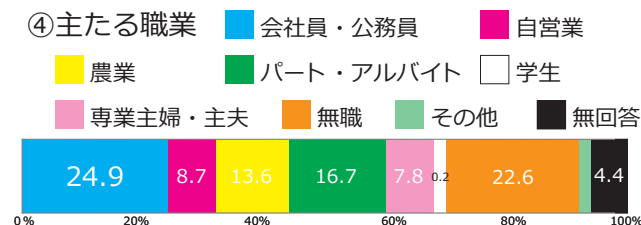
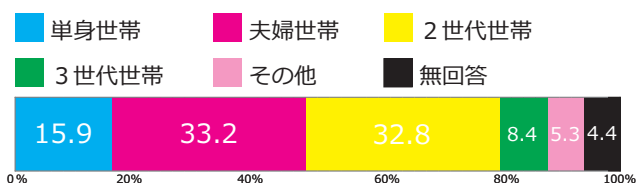
調査地域	調査対象者	抽出方法	回収数	回収率	実施期間
町内全域	4,310人	行政区に加入する全世帯	3,849人	89.3%	令和元年7～8月

回答者の属性

①性別

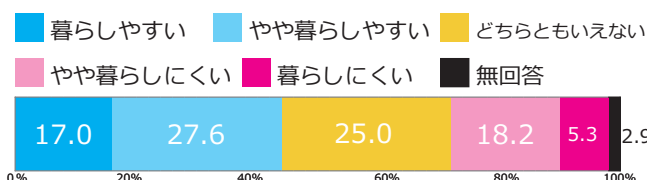


③家族構成

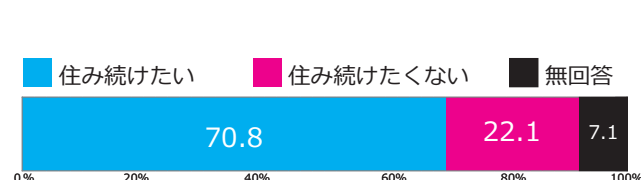


町のことについて

①板倉町を暮らしやすいまちと感じていますか？



②今後も板倉町に住み続けたいと思いますか？



町が行っている取組への重要度と満足度について

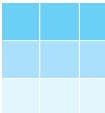
町が行っている取組についての重要度と満足度に関する調査の結果を示します。町が行っている取組の重要度について、『重要度が高い』（「重要」＋「やや重要」）と『重要度が低い』（「重要でない」＋「あまり重要でない」）に分けてみると、全ての項目において『重要度が高い』方の割合が高くなっています。『重要度が高い』と判断されているものは、「環境衛生の確保」が最も高くなっています。次いで「高齢者・介護（予防）サービスの充実」、「防犯体制の強化」、「健康の増進」の順となっており、それぞれ7割を超えています。

満足度について、『満足度が高い』（「満足」＋「やや満足」）と『満足度が低い』（「不満」＋「やや不満」）に分けてみると、『満足度が高い』と判断されているものは、「健康の増進」が最も高く、次いで「環境衛生の確保」と「子育て支援の充実」で4割を超えており、また、『満足度が低い』と判断されているものは、「公共交通の充実」、「道路網の整備」、「防犯体制の強化」の順となっています。

(%)

基本構想

町が行っている施策	重要度が高い	重要度が低い	満足度が高い	満足度が低い
災害への備え	76.2%	3.2%	39.9%	13.9%
防犯体制の強化	77.7%	1.4%	24.1%	24.8%
公共交通の充実	74.9%	2.2%	20.0%	37.2%
環境衛生の確保	81.2%	0.8%	43.8%	15.5%
子育て支援の充実	74.8%	2.6%	41.4%	9.2%
健康の増進	77.4%	1.4%	47.2%	6.0%
高齢者・介護（予防）サービスの充実	78.9%	1.1%	30.3%	11.5%
地域福祉の推進	73.7%	2.0%	26.7%	9.4%
農業の振興	58.4%	4.9%	15.5%	13.9%
商工業の振興	60.6%	3.7%	15.1%	19.4%
観光の振興	48.5%	10.0%	11.5%	23.8%
児童生徒の育成	67.4%	2.4%	21.6%	11.3%
芸術と文化の振興	45.5%	8.5%	14.5%	10.7%
スポーツの振興	48.2%	10.6%	19.2%	14.0%
生涯学習の推進	54.1%	5.6%	19.3%	12.8%
都市計画の推進	58.0%	4.9%	13.2%	23.8%
道路網の整備	73.2%	2.3%	24.6%	25.6%
住宅対策の推進	56.3%	6.1%	14.1%	21.0%
町民参加によるまちづくりの推進	48.7%	6.7%	15.6%	12.4%
情報の発信	54.6%	6.0%	23.0%	12.1%
財政運営の効率化	63.8%	2.8%	14.6%	19.3%

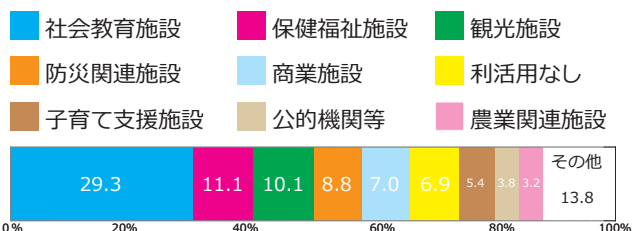


町民の意向

公共施設の利活用について

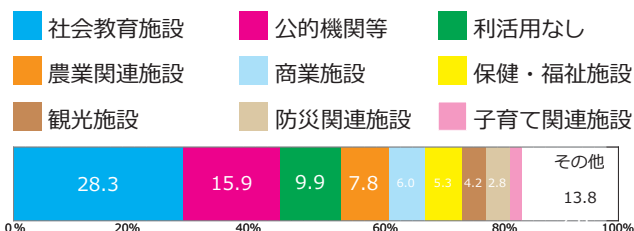
小学校統合後になる廃校後の利活用案について自由意見の内容を分類し、集計しました。

①廃校になる小学校の利活用案（分野別件数）



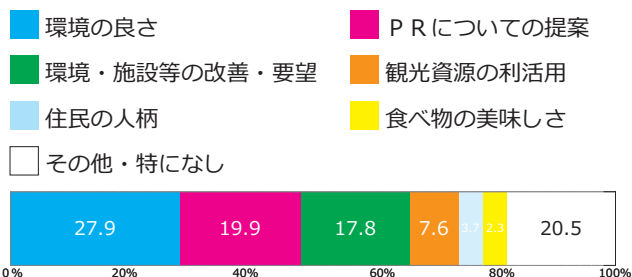
資源化センターの利活用案についての自由意見の内容を分類し、集計しました。

②資源化センターの利活用案（分野別件数）



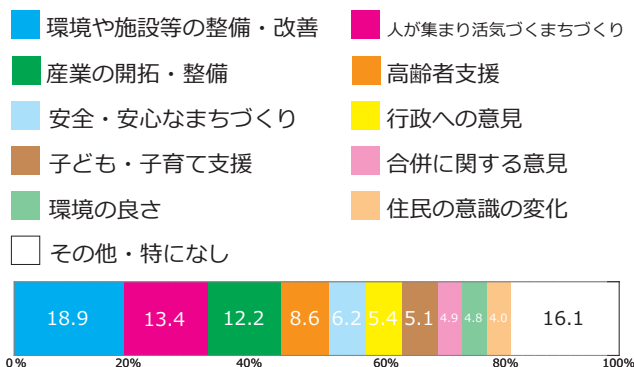
町の好きなところやもっとPRできるところについて

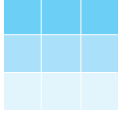
町の好きなところやもっとPRできるところについて自由意見の内容を分類し、集計しました。



町がめざすまちづくりについて

町がめざすまちづくりについての自由意見の内容を分類し、集計しました。





1 目指すまちの姿

まちの将来像

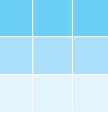
地域で支え合う安全なまち
いたくら

まちづくりを支える6つの方針

- 1 【生活環境】
安全・安心で快適に暮らせるまち
- 2 【健康福祉】
生涯にわたっていきいきと生活できるまち
- 3 【産業振興】
活力ある産業で活気があふれるまち
- 4 【教育文化】
充実した教育環境と歴史文化の薫るまち
- 5 【都市基盤】
住みよい都市の整備と良好な景観のまち
- 6 【行財政】
社会変化に対応する効率的な行政運営をするまち

持続可能なまちづくりへの取組

※ 1 SDGs : SDGs 持続可能な開発目標は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓うもの。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

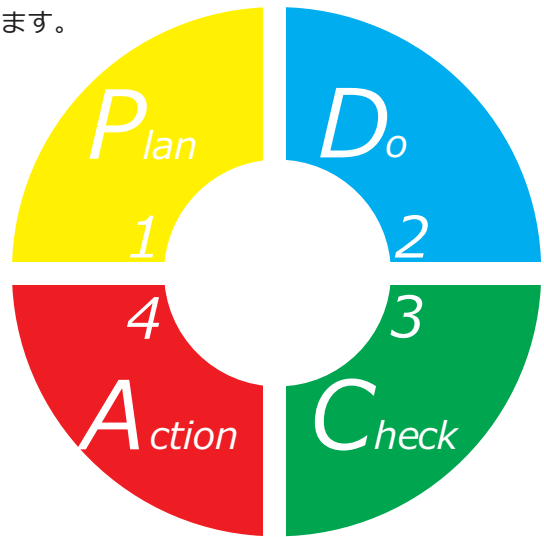


基本計画における21の施策

- 1
 - ①災害への備え
 - ②防犯体制の強化
 - ③公共交通の充実
 - ④環境衛生の確保
- 2
 - ①子育て支援の充実
 - ②健康の増進
 - ③高齢者・介護（予防）サービスの充実
 - ④地域福祉の推進
- 3
 - ①農業の振興
 - ②商工業の振興
 - ③観光の振興
- 4
 - ①児童生徒の育成
 - ②芸術と文化の振興
 - ③スポーツの振興
 - ④生涯学習の推進
- 5
 - ①都市計画の推進
 - ②道路網の整備
 - ③住宅対策の推進
- 6
 - ①町民参加によるまちづくりの促進
 - ②情報の発信
 - ③財政運営の効率化

実施計画（主要事業）

基本計画における21の施策、人口ビジョン、まち・ひと・しごと総合戦略、SDGsの推進を具現化するための具体的な事業を主要事業として捉え、全て実施計画に位置づけます。実施計画は、財政状況や社会状況を勘案し、見直しを行いながら毎年度策定するもので、町の予算編成の指針となるものです。見直しの方法は、全ての事業を対象にPDCAサイクル※2の方式により繰り返し実施することに加え、評価結果を公開しアンケート調査を実施することで、町民の目線を加える形で、業務を継続的に改善し、効率化を目指します。



まち・ひと・しごと創生
人口ビジョン・総合戦略
SDGs※1の推進

※2 PDCAサイクル：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、業務管理を継続的に改善していく手法

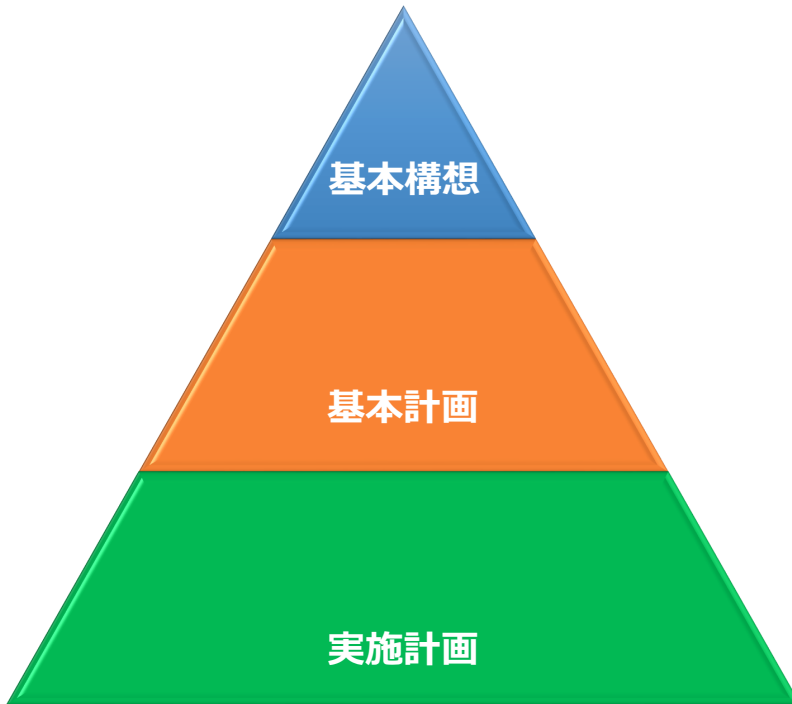
本論 基本理念

基本構想

2 計画の構成と期間

● 計画の構成

板倉町総合計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの構成です。



基本構想は、行政運営の根幹となるもので、長期的な視点に立ち、まちづくりの基本的な理念や方針などを示し、その実現に向けた施策の大綱を示します。

基本計画は、基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現に向け、取り組むべき施策を総合的に明らかにします。また、施策ごとに成果指標を設定します。

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実現するために実施する主要事業を明らかにし、年度ごとに見直しを行い、毎年度の予算編成の方針とします。

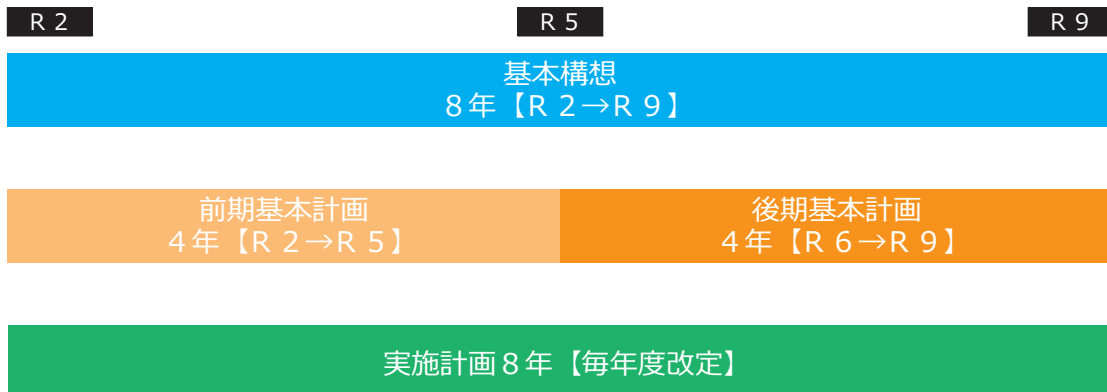
● 計画の期間

板倉町総合計画は以下のとおり計画期間を設定します。

基本構想・・・基本構想の計画期間は、8年間（令和2年度～9年度）

基本計画・・・基本計画の計画期間は、4年間（前期4年間、後期4年間）

実施計画・・・実施計画の計画期間は、8年間とし、ローリング方式にて毎年見直しを行います。



3 計画の目的・役割・構成

3-1 計画の目的

◆行政経営の方向性を庁内に示す

自治体が担う事務が高度化、多様化する中、本町が目指す将来像とその実現に向けた基本的な方針を本町の最上位計画である『板倉町総合計画』が示します。これにより、各分野の施策にベクトルを与え、事業の選択と集中を促し、戦略的で効率的な行政経営を目指します。

◆本町が向かうべき方向性を庁内外に示す

まちづくりの方向性を町民や国、県、近隣自治体をはじめとする関係機関と共有するとともに、計画年度内に実現すべき政策を明確に示す『マニフェスト』として庁内外に示します。

◆PDCAサイクルの採用

将来像の実現、事業の着実な実行に向けた推進体制と取組に対する評価基準を示します。また、PDCAサイクルを確立させ、これを行政経営の核とします。

3-2 計画の役割

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」という枠組みの中で、板倉町総合計画での役割について、特に重要・基本と考える事項については次のとおりです。

◆個別計画の体系化

各課・局で策定している個別計画を有効に活用するため、分野別に整理し、板倉町総合計画に位置づけし、本計画と各種個別計画の体系化を行います。

◆まちづくりポリシーの明確化

板倉町総合計画では、俯瞰的・長期的視点から、各分野のまちづくりポリシーを明確にすることとします。これにより、個別計画に委ねるべき内容は、個別計画に委ねます。

◆個別計画の枠組みを超えた重点施策の計画化

板倉町総合計画の核となるのは、上記のまちづくりポリシーと、その実現のための重点施策であ

るので、優先的・重点的な取組事項を明らかにします。

3-3 計画の主要構成

◆基本構想の主要構成

まちづくりの課題等を踏まえ、まちづくりポリシーを実現するための施策体系を設定します。それぞれの施策における重点的・優先的取組を明確化します。また、第1期人口ビジョンを検証し、計画期間における将来人口を設定します。

◆基本計画の主要構成

施策項目ごとの現状と課題を抽出し、それに対する施策の方針と主な取組を明らかにします。また、施策ごとに関連の深い個別計画を明記し、計画体系を明らかにします。成果指標については、町民のためのまちづくりという観点から、施策の成果を定量的に表す町民満足度を数値目標として設定します。

◆実施計画の主要構成

基本計画に掲載した成果指標達成に寄与する事業は実施計画に位置づけます。また、全ての事業にKPIを設定し、毎年度事務事業評価を実施し、PDCAサイクルを実現します。

3-4 人口ビジョン・総合戦略

平成27年度から計画期間を5年として策定した人口ビジョン・総合戦略^{※1}は、町が直面する人口減少を改善するための具体的な戦略として位置づけたものです。これをもって各種事業に取り組んできましたが、国をはじめ、本町においても人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

持続可能なまちづくりの実現のために、人口減少対策は特に重要なものであることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした『第2期人口ビジョン・総合戦略』を切れ目なく策定し、本町が目指すべき人口の将来展望を実現するため実施計画編に位置づけます。具体的な事業については実施計画に位置づけ、取組を実施します。

※1 人口ビジョン・総合戦略：現在は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期人口ビジョン・総合戦略」を策定している。「第2期人口ビジョン・総合戦略」については、令和6年度で計画期間が終了するため、令和7年度以降については、新しい人口ビジョン・総合戦略を策定する予定である。新しく策定した人口ビジョン・総合戦略についても総合計画の実施計画編に位置づけ、本町が目指すべき人口の将来展望を実現するために取組を実施する。

本論 まちづくりを支える6つの方針

板倉町総合計画の計画期間において優先的・重点的に推進する事項を示します

基本構想

まちづくりを支える6つの方針

1 【生活環境】安全・安心で快適に暮らせるまち

- ・水害や地震をはじめとする災害への積極的な対応
- ・令和元年台風第19号の経験を生かした課題への対応
- ・具体的な避難方法の計画化（個人的・集団的広域避難、垂直避難等）
- ・避難所の運営体制の問題点の整理と改善
- ・防犯、交通事故、火災など、地域対応力の向上
- ・防災リーダーの育成と積極的な活用をした地域防災力の向上
- ・消防団の充実
- ・空家・空地対策の強化
- ・東武鉄道との連携による鉄道の利用促進、板倉東洋大前駅の利便性向上に向けた要望活動
- ・路線バスの利便性向上など、公共交通の充実
- ・消費者保護対策の充実

2 【健康福祉】生涯にわたっていきいきと生活できるまち

- ・子育て、健康、介護、地域福祉の向上
- ・高齢者の買い物、交流、生きがいなど、高齢者が暮らしやすいまちづくり
- ・健康づくり事業の推進と指導者の育成
- ・地域医療の充実
- ・社会的弱者（ひとり暮らし高齢者、生活困窮者、障がい者等）にやさしいまちづくり
- ・ボランティア体制構築の検討

3 【産業振興】活力ある産業で活気があふれるまち

- ・板倉ニュータウンへの企業誘致を進めつつ、商業・業務用地への商業施設誘致
- ・新規産業用地の整備
- ・農地の基盤整備と農業者への支援
- ・商業、工業、農業の関係団体との連携した後継者問題への対応
- ・観光コースの設定など、平地観光の充実
- ・観光資源を有効に活用すべく観光マップ作成や観光ボランティアガイドへの支援

4 【教育文化】充実した教育環境と歴史文化の薫るまち

- ・小中一貫教育を視野に入れた学校運営の研究
- ・小学校再編に伴う問題点や課題の解決
- ・いじめ、虐待、要保護、防犯、交通事故など児童生徒を取りまく安全対策の充実
- ・教育環境におけるICT環境の進化
- ・特別支援教育体制の充実
- ・各種スポーツ競技会開催と伝統文化・芸能伝承

5 【都市基盤】住みよい都市の整備と良好な景観のまち

- ・国道354号板倉バイパス等の4車線化実現
- ・農村公園の整理・統廃合
- ・街路樹管理の効率化（ケヤキ街道等の意見集約）
- ・町の南北を結ぶ幹線道路の整備
- ・利根川及び渡良瀬川への新橋建設促進
- ・板倉ニュータウン住宅分譲地の更なる販売促進
- ・ふるさと回帰支援センター等と連携し、移住者の増加

6 【行財政】社会変化に対応する効率的な行政運営をするまち

- ・南小・北小・資源化センター等の利活用の検討
- ・健全財政を維持し、当面の課題への対応
- ・館林市・板倉町の合併協議に関する調査研究（館林市との合併協議は、合併協議が休止に至った理由に対し、新たな展望が見えない限り再開しません）
- ・人口減少・高齢化に対応するための協働の促進による町民参加のまちづくり
- ・新たな姉妹都市協定締結による、交流人口・関係人口の増加
- ・ふるさと回帰支援センター等との連携を通じ、都市と農村との自治体間交流事業の実現
- ・県等とのテレビ会議をはじめ、ICTを活用した事務の効率化

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる目指すまちの姿の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにします。

基本計画

SDGsの概要

SDGs（持続可能な開発目標）には、平成27年（2015）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性※1のある社会を実現するために、令和12年（2030）を年限とする17の国際目標（その下に、169のターゲットと232の指標が決められている）が定められています。SDGsの理念には、5つの特徴があります。

① 普遍性

先進国を含め全ての国が行動すること

② 包摂性

人間の安全保障の理念を反映し、誰一人取り残さないということ

③ 参画型

全てのステークホルダー※2が役割を持つということ

④ 統合性

社会・経済・環境に統合的に取り組むということ

⑤ 透明性

定期的にフォローアップすること

SDGsに対する国及び県の取組

平成27年（2015）にSDGsを採択した国連サ

ミットで総理大臣がSDGsの実施に最大限取り組む旨を表明しました。また、『SDGsアクションプラン2019』に基づき、政府の取組を実施しつつ、更に具体化・拡充し、日本のSDGsモデルを構築し、全国津々浦々までSDGsの認知度をあげる目標を掲げています。また、SDGsを具体的な行動に移す企業・地方を、政府の各種ツールを活用して後押しすることとしています。

県においても、『ぐんまSDGsイニシアチブ～SDGs先進県に向けた決意宣言～』において、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、市町村、企業、大学、NPO、県民等と一体となってSDGsを推進することを発表しています。

SDGsに対する町の取組

国及び県がSDGsを推進する体制であることと、SDGsの理念は、本計画の基本理念の目指すまちの姿と方向性が同じであることから、本町においても本計画において、SDGsを推進することとします。具体的には、本計画の策定にあたっては、SDGsの理念を反映させるとともに、SDGsにおける17のゴールを実施計画に位置づけることとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



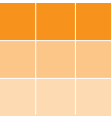
※1 包摂性：一定の範囲の中に包み込むこと。 ※2 ステークホルダー：主に企業の経営活動に関わる利害関係者のこと。具体的には、消費者（顧客）、従業員、株主、取引先、地域社会、行政機関とされている。ここでは、ありとあらゆる主体を指す。

基本計画 21 の施策の見方

基本計画には、21 の施策を位置づけています。ここでは、21 の施策ごとに現状と課題を抽出し、施策の方針と具体的な取組を示します。

施策ごとに、どのような方針で取組を進めるのかが、誰にとっても分かりやすいように、以下の構成としています。

基本計画



主な取組
この施策に対応する本計画期間に取り組む具体的な取組を示しています。ただし、計画策定時点で想定している予定であるため、予算措置が整わないなど、取組が実施できない場合や、名前が変更になる場合があります。

関連する個別計画
この施策に関連して策定・推進している個別の分野別計画を示します。

基本構想 6 つの方針と基本計画 21 の施策の番号を示します。

現状と課題
前期基本計画計画期間中(令和2年度～令和5年度)に実施した施策に関する取組やその効果と状態、または、施策を推進していく中で生じた課題などを示しています。

施策の方針
基本構想における6つの方針や上記の現状と課題をふまえ、この施策について、本計画期間内で取り組む施策の方針を示します。

用語説明
分かりにくい用語について説明しています。

安全・安心で
快適に暮らせるまち
生活環境
1 - ②

防犯体制の強化

現状と課題

犯罪の低年齢化や特殊詐欺などの高齢者を狙った犯罪、子どもを狙った犯罪、サイバー犯罪など、犯罪の様態が複雑・多様化しています。特定空家※1が増えています。

施策の方針

◆防犯意識の高揚
関係機関と連携し、防犯教室や国や県の各種キャンペーン時期に広報・啓発活動を強化し、防犯対策について町民への周知を図ります。

主な取組

防犯施設整備事業

関連する個別計画

板倉町空家等対策計画

KPI (重要業績評価指数)
まちづくり町民アンケートにおいてそれぞれの施策に対し、満足している人の割合です。目標値は、その結果を満足度と重要度について、4つの場合に分類しそれぞれ2～8%の上昇としました。

	満足度高	
満足度は高いが、重要度は低い	2%	重要度・満足度ともに高い
重要度低		重要度高
	満足度低	
重要度・満足度ともに低い	4%	重要度は高いが、満足度は低い
		8%

「防犯体制の強化」は重要度が高く、満足度が低い結果だったので8%の上昇を目標値に設定しています。

KPI 防犯体制の強化について
満足している人の割合

基準	目標 (R5)	目標 (R9)
24.1%	28.1%	32.1%
	実績 (R5)	
	20.5%	

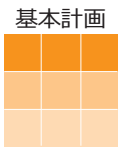
4.1 16.4 35.6 20.5 8.7 14.7

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■ 満足 ■ やや満足 □ どちらともいえない
■ やや不満 ■ 不満 ■ 無回答

※1 特定空家：放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態など放置することが不適切な状態にある空家のこと。

KPIの実績値
後期基本計画の見直しにあたって実施した町民アンケートの結果から、基本計画 21 の施策の KPI に設定している町の取組への満足度を示しています。また、基本計画の KPI となっている満足している人の割合は、「満足」と「やや満足」の合計値としております。なお、町としては「どちらともいえない」を含めて肯定いただいているものと判断しています。



基本計画

現状と課題

水害や地震をはじめとする災害が全国各地で起きています。災害への備えについて町民の関心は高く、いつ起きてもおかしくない災害に対し、災害への積極的な対応により、町民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりが求められています。また、洪水時住民避難計画に基づく避難者の受入体制を確立し、長期的な避難所運営の課題解決に向けた対応が求められています。

災害応急対策の円滑な実施を実現するため、警察や消防などの防災関係機関や災害協定を締結している近隣自治体、民間企業及び町民の協力を得て避難訓練や、総合防災訓練を継続する必要があります。また、各種訓練等を通じ、町民の防災意識の向上に努め、さらに行政区を基盤とした自主防災組織や防災リーダー※1の育成に努めることで、自主的な防災体制の強化を進める必要があります。

災害時に支援が必要となる高齢者や障がい者などについて、有事の際の支援体制を確立し、安全確保を図る必要があります。

非常用食料や衛生用品などの防災備蓄物資の備蓄を計画的に進めるとともに、物資供給に関する民間企業との協定締結を強化する必要があります。

施策の方針

◆**広域避難及び避難計画に基づく避難行動の推進**

自主的な広域避難※2を最も推奨していくとともに、災害時に避難計画に基づいた避難行動が確実にとれるよう、防災講習会や避難訓練等をとおして周知徹底を進めます。また、避難者の受入体制の確立及び避難所運営のルールづくりを進めます。

◆**自主的な防災体制の強化**

行政主体の防災から、住民主体の防災へと転換を向かえ、住民は自らの身は自らで守り（自助）、地域住民同士で助け合い（共助）、町はこれを全力で支援する（公助）の考え方にに基づき、家庭での備蓄促進など町民各自の取組と、自主的な訓練の実践など自主

防災組織の強化を図ります。また、自分たちの住む地域の地域防災力の向上のために防災リーダーの育成に努めます。

◆**防災情報の伝達**

防災情報伝達手段として、防災ラジオ、ホームページなどの複合的な活用を図ります。また、新たな防災情報の伝達方法の可能性について、調査研究します。

◆**消防団の充実**

地域の消防・防災に重要な役割を担う消防団活動への理解を促し、団員の確保と実情に応じた消防資機材の導入と更新を図り、消防団について新たな体制整備の検討を進めます。

◆**広域の連携**

国、県などを含む防災関係機関との緊密な連携を図るとともに、自治体間における相互の災害協定締結を推進します。また、非常用食料や衛生用品などの防災物資の供給に関し、民間企業との協定締結を推進します。

◆**排水機場の維持管理**

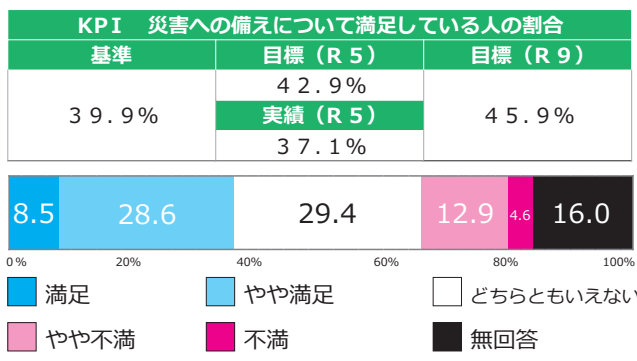
邑楽東部第一排水機場は、有事の際の町内の内水氾濫を防ぐため、継続的な保守点検を実施し、万全な体制を整えます。

主な取組

防災対策事業、広域防災情報伝達システム事業、防災士育成事業、邑楽東部第一排水機場維持管理事業

関連する個別計画

地域防災計画、洪水時住民避難計画、国土強靱化地域計画



※1 防災リーダー：「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した人。※2 自主的な広域避難：町の指定避難場所は、受入れ可能な人数に限りがあるため、災害発生の危険性が高まる前の早い段階で、安全が確保できる町外の親類、知人宅やホテル等の避難先へ避難すること。

防犯体制の強化

現状と課題

わが国における犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は平成15年以降一貫して減少してきたところ、令和4年は前年を上回る件数となり、今後の動向に注視すべき状況にあります。近年の社会状況の変化を背景として、犯罪の低年齢化や特殊詐欺などの高齢者を狙った犯罪、子どもを狙った犯罪、サイバー犯罪など、犯罪の様態が複雑・多様化しています。このような状況の中、引き続き更なる防犯意識の高揚に努めることが必要です。

警察や防犯関係団体などとの連携により、犯罪のない安全・安心なまちづくりを進めていくことが必要です。そのためには、防犯灯や防犯カメラの計画的な設置などハード面での環境づくりと、地域における自主防犯活動の維持継続などソフト面での環境づくりを複合的に実施する必要があります。

なお、犯罪被害に遭われたかたについて、警察や関係団体と連携し、地域社会全体での支援に努めます。

また、少子高齢化などの影響により、町内にも空家が増加傾向にあります。空家は、老朽化による倒壊の危険や、敷地における雑草の繁茂などにより、周辺に住む人の生活環境に悪影響を及ぼすだけでなく、犯罪の温床にもなりえます。今後、空家は増加傾向が続くことが見込まれるため、更なる空家対策の推進が必要となります。

施策の方針

◆防犯意識の高揚

関係機関と連携し、防犯教室や国や県の各種キャンペーン時期に広報・啓発活動を強化し、防犯対策について町民への周知を図ります。また、自主防犯活動を促進し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、町民や行政、福祉・介護関係者の研修などを通じて防犯意識の向上に努めます。

◆防犯施設の充実

防犯施設の整備充実の一環として、夜間における町民の安全を守るため、省エネルギーLED式防犯

灯設置を進めてきました。また、犯罪抑止を目的に防犯カメラの新設も進めてきました。施設の計画的な更新、維持管理に努め、必要に応じ新設を行います。

◆防犯パトロールの強化

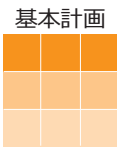
関係団体等と連携して、防犯パトロールの強化や、地域ぐるみでの安全対策を推進します。また、町内の不審者情報や、犯罪などの前兆事案について迅速な情報提供に努めます。

◆空家・空地対策の強化

広報紙やホームページによる啓発活動を行い、危険性のある空家・空地の発生抑止について指導を強化します。また、定期的に空家調査を実施し空家の現状を把握するとともに、倒壊のおそれや衛生上問題のある空家を、特定空家※1として認定し、所有者などに対し適正管理を促します。

◆消費者保護対策の充実

悪徳商法や詐欺被害などの未然防止を図るため、情報の提供に努めます。消費者相談や法律相談を実施し、消費に対する相談・支援体制の充実を図ります。また、対策機器購入費の補助を継続して実施していきます。



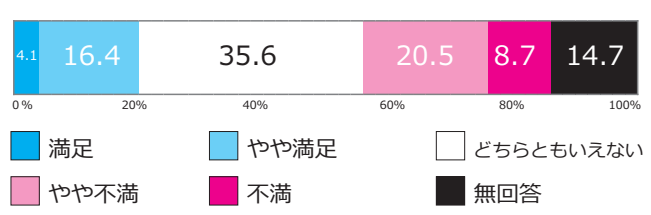
主な取組

防犯施設整備事業、空家等対策事業、特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業、犯罪被害者等支援事業

関連する個別計画

空家等対策計画

KPI 防犯体制の強化について満足している人の割合		
基準	目標 (R5)	目標 (R9)
24.1%	28.1%	32.1%
	実績 (R5) 20.5%	



※1 特定空家：放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または、著しく衛生上有害となるおそれのある状態で、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっているなど放置することが不適切な状態にある空家のこと。

基本計画

現状と課題

公共交通は、町民生活全般にかかる重要な都市機能です。現在、本町においては自家用車がメインの移動手段となっており、これに加え路線バス、鉄道、タクシーなどの交通機関が町民の移動手段として重要な役割を果たしています。

少子化により、公共交通全体の利用者数は、減少傾向にあります。一方で、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段の確保や、運転免許証自主返納者に対する支援など、公共交通に求められるニーズは増加しています。

町民の様々なニーズに対応するためには、鉄道会社、路線バス会社、タクシー会社などと連携し、総合的で持続可能な公共交通施策が求められています。

交通事故減少には、交通安全意識の啓発のほか、交通安全施設の更なる充実が必要です。また、高齢化の進行により、高齢者に対する施策の充実が求められています。

施策の方針

◆路線バスの運行

近隣市町と共同で民間企業に業務を委託し、板倉東洋大前駅と館林駅を結ぶ路線バスの運行については、利便性の向上を図りつつ、継続して実施していきます。

◆コミュニティバスの運行

町で運行するコミュニティバスについては、きめ細やかな運行が可能という長所を生かし、利便性の向上を図りつつ、継続して実施していきます。

◆板倉東洋大前駅の利用促進

東武鉄道に対して、板倉東洋大前駅での通勤や通学の利便性向上のため、最終列車の時刻の繰り下げ及び日比谷線直通列車の運転区間の延長について要望活動を行っていくとともに、町の活性化

のため、鉄道の利用を促進します。

◆町営駐車場管理運営

板倉東洋大前駅利用者の利便性と駅周辺の円滑な交通を図るため、町営駐車場を継続して管理運営します。

◆交通安全対策

幼児・高齢者などを対象に、参加・体験型教育を実施するなど、学校、職場、地域など様々な場での交通安全教育と広報の推進を図ります。カーブミラーや、注意看板など安全施設の整備を促進します。また、高齢者による運転誤作動防止対策に関する調査・研究を進めます。

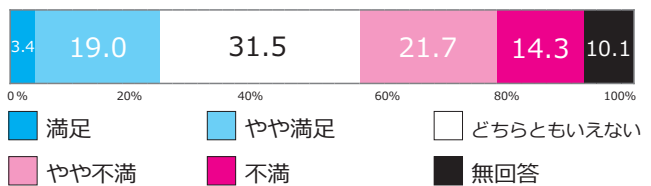
主な取組

路線バス運行事業、町営駐車場運営事業、交通安全施設及び環境整備事業、鉄道利用者の利便性向上事業、無料コミュニティバス運行事業

関連する個別計画

館林都市圏地域公共交通計画

KPI 公共交通の充実について満足している人の割合		
基準	目標 (R5)	目標 (R9)
20.0%	24.0%	28.0%
	実績 (R5)	
	22.4%	



環境衛生の確保

現状と課題

平成 29 年度より、1 市 2 町（館林市、板倉町、明和町）によるごみの共同処理が、千代田町を含めたし尿共同処理を行っている館林衛生施設組合（館林市、板倉町、明和町、千代田町）に業務移管され、ごみ及びし尿の広域共同処理の取組が始まりました。

生活スタイルの変化でペットボトルや容器包装プラスチック類の使用量が年々増加しており、ごみの量が増加傾向となっています。さらに、プラスチックによる海洋汚染や、ごみのポイ捨てによる身近な生活環境の悪化など一人ひとりのマナーや環境意識の醸成が必要となっています。

さらに、近年では地球温暖化の影響によると思われる強大な台風や長雨による河川の氾濫など水害が多発しており、発生する災害ごみの処理やライフラインである上下水道施設の再整備による生活基盤の強化が課題となっています。

また、特定外来生物による自然環境への影響が広がっており、早期の駆除対応などの取組が重要となっています。

施策の方針

◆ごみ処理

し尿とごみ処理広域化により、初期費用（建設費）と運営費（施設維持費、し尿・ごみ処理費）の削減を進め、生活環境の保全と公衆衛生の向上、環境負担の低減など、循環型を基調とする社会経済の構築に向け、ごみの減量化、資源化を推進します。そのため、適正な排出に向けて資源物の分別や、家庭でできる水切り、食品の適量購入などを推進し、ごみ全体の排出抑制を視野に入れた取組を進めます。

また、近年多発する自然災害により発生する災害ごみの適正処理計画を作成し、迅速な処理対応を図ります。

◆合併処理浄化槽の普及促進と適正管理

衛生的な生活環境を目指して、合併処理浄化槽の普及及び促進を図ります。浄化槽整備事業費補助金制度を継続して、浄化槽の設置及び転換撤去費用の一部を助成します。

◆水質浄化センターの維持管理

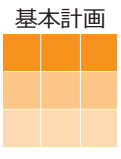
平成 10 年に稼働開始した水質浄化センターやマンホールなどの設備が老朽化しており、更新費用等の増加が懸念されることから、下水道経営戦略や長寿命化計画により計画的な改修を進めます。

◆特定外来生物対策

邑楽館林地域クビアカツヤカミキリ対策協議会と連携し対策を講じます。また、その他オオキンケイギクをはじめとする特定外来生物等の防除や情報提供・注意喚起などの対策を行います。

◆水道施設の再構築と災害に強い基盤整備の強化

平成 28 年度から群馬東部水道企業団（3 市 5 町※1）が設立され、水道事業の運営基盤を強化しました。本町は、水道企業団が整備計画に基づき、効率的な運用体制のために実施する施設の統廃合と、災害に強い基盤整備について協力します。

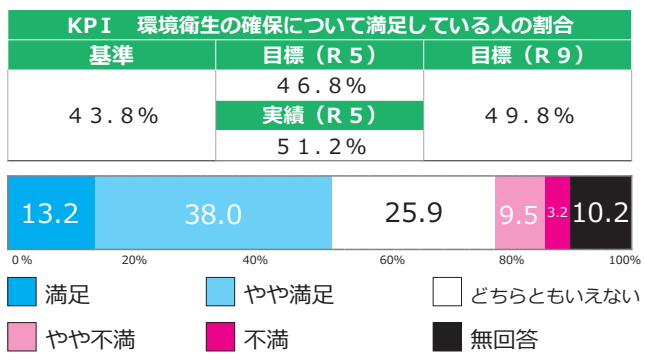


主な取組

ごみステーションの管理と集団回収事業、水質浄化センター管理運営、外来生物対策事業、災害廃棄物処理計画策定、太陽光発電補助、狂犬病対策

関連する個別計画

公共下水道全体計画



※ 1 3 市 5 町：太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の 3 市 5 町

子育て支援の充実

基本計画

現状と課題

全国的な少子化の傾向は、本町においても例外ではなく、安心して妊娠、出産、子育てができるまちづくりを進めることで、若者の町外への流出や少子化の進行を抑えることが期待されています。

核家族化と共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加などにより、保育ニーズが高まっているとともに、地域の繋がり希薄化を背景とした、子育てに不安を感じる保護者への支援、虐待の未然防止やその対応などが必要とされています。

保育サービスをはじめ、乳幼児医療の助成、各種子どものための手当の支給、母子保健事業など、多様な子育て支援に取り組んでいます。

昭和45年に建設された2つの町立保育園は、建設から50年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいます。

施策の方針

◆子育て支援サービスの充実

保護者の多様化する子育てニーズに対応できるよう、町立保育園、児童館の充実を図るとともに、民間認定こども園、学童クラブなどへの支援を実施し、保護者が安心して、仕事と子育ての両立ができる環境づくりに取り組めます。

◆支援ネットワークの促進

妊娠期から子育て期にわたるまでのワンストップ相談窓口を保健センターに設置します。ここでは、母子保健や子育て支援、教育・療育などの情報提供や保育園（保育所）、児童館（子育て支援センター）などとの連絡調整を行い、子どものライフステージに応じ、その時期に求めている支援や必要なサービスを円滑に利用できるよう支援します。また、近隣市町や医療機関との連携により、産後ケア事業の利用促進に向けた支援に取り組めます。

◆保育環境の充実

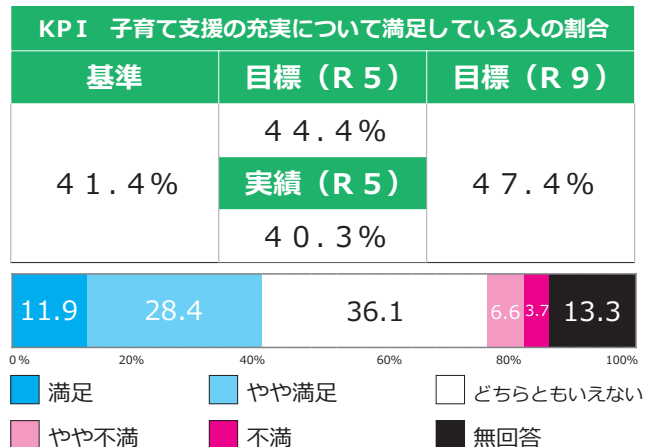
（仮称）保育園運営検討委員会を設置し、町内にある保育施設全体の将来計画を検討し、老朽化した2つの町立保育園施設については更新を含めた保育施設の充実を図るための検討を進めます。

主な取組

不妊症及び不育症治療費助成事業、産後ケア事業、福祉医療費支給事業、子育て支援金支給事業、小・中学校給食事業（給食費無料化）、0歳児紙おむつ購入費補助事業、町立保育園運営事業、病児・病後児保育事業、民間保育所等補助事業、学童保育運営委託事業、子どもための教育・保育給付事業、子育てのための施設等利用給付事業、児童館運営事業、母子・父子家庭児童入進学等支度金支給事業、チャイルドシート購入費補助事業、出産・子育て応援事業

関連する個別計画

子ども・子育て支援事業計画
健康増進計画
食育推進計画
子育て支援施設長寿命化計画



現状と課題

本町では、平成 27 年の「健康づくりのまち」宣言のとおり、心身ともに健康で生涯健やかに暮らすことができるまちづくりを目指し、健康づくりの知識の普及や、各種健診、予防接種の助成等、健康づくりを推進してきました。

本町の特定健診の受診率は、県内において平均以上の水準にありますが、特定健診を受診したことがない人など、健康無関心層への対策が必要です。

国民皆保険制度の中核である国民健康保険については、今後加入者が減少します。一方、高齢化の進行により、後期高齢者医療への加入者及び医療費の増加が見込まれます。

町内には医科・歯科診療所がありますが、入院などは、町外の医療機関に依存しています。医師の確保が難しい状況が続いており、医療環境が厳しさを増す中、地域医療を支える医療体制を将来にわたり確保する必要があります。また、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症に対応するための体制づくりが求められます。

施策の方針

◆健康づくりの推進

各種健診事業においては、未受診者への勧奨を行うとともに、生活習慣病予防教室やハイリスク者^{※1}への保健指導、重症化予防事業を行います。

また、地域社会において健康づくりの意識が高まるようリーダーを育成し、健康活動が地域に根付くことを目指します。

高齢者については、心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防事業を一体的に実施します。

◆母子保健対策

妊産婦健診の公費負担を継続し、乳幼児健診及び育児教室を通し、子どもが家庭で健康的な生活

習慣の基礎を身につけられるよう支援します。

◆食育の推進

生涯における健康の基礎づくりとなる食生活習慣を確立するため、幅広い層を対象とした食育について積極的に取り組みます。

◆感染症対策

新たな感染症が発生した際は、国・県・医師会と連携し、感染予防に対する普及啓発及び検査・予防接種の実施等の感染症まん延予防対策に取り組みます。

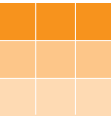
◆健康保険の安定運営

被保険者の健康増進と医療費の抑制のため、予防を重点とした保健事業を実施します。また、医療機関の適正受診について啓発します。

◆地域医療体制の充実

近隣市町、医師（歯科医師）会と連携し、休日・夜間救急診療体制を維持します。さらに、県へ医師不足解消に向けた要望を続けていきます。

基本計画

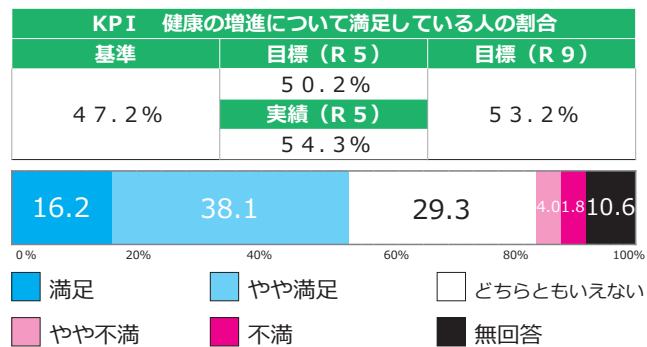


主な取組

健康増進事業、がん対策強化推進事業、後期高齢者健康増進事業、感染症対策事業、法定予防接種事業、任意予防接種町単独助成事業、女性と子どもの健康づくり事業、後期高齢者保健事業

関連する個別計画

健康増進計画、食育推進計画、国民健康保険データヘルス計画、新型インフルエンザ対策行動計画



※1 ハイリスク者：ここでは、糖尿病、高血圧、高脂血症などの生活習慣病にかかりやすいとされている人のこと。

高齢者・介護（予防）サービスの充実

基本計画

現状と課題

本町における高齢化率^{※1}は、令和5年度の時点で35%を超え、国や県を上回る水準で推移しています。今後も人口に占める高齢者の割合は増加する傾向であるため、介護給付費の増加及びそれに伴う第1号被保険者^{※2}の介護保険料が上昇する懸念があります。

高齢化率の上昇に伴い独居高齢者及び高齢者のみ世帯の増加が見込まれることから、介護サービスの拡充だけでなく地域で見守る体制を強化することが求められます。

高齢者人口が増加するとともに、いわゆる元気高齢者^{※3}も増えることから、元気高齢者を貴重な地域社会の担い手として積極的に位置づけ、「支えられる高齢者」から「支える高齢者」といった大きな方向転換の実現が課題となっています。一方で、認知症高齢者も増加傾向にあることから地域ぐるみによるサポートが必要です。

介護サービスを受けている高齢者の支援の充実に加え、在宅で高齢者を介護している家族の負担軽減、サポート体制の整備が重要です。

施策の方針

◆介護給付の適正化

介護保険事業が適正に実施されるために、要介護認定の適正化、ケアプラン^{※4}点検、医療情報との突合・縦覧点検を強化します。

◆介護ニーズへの柔軟な対応

要介護者やその家族等のニーズや実態を踏まえた利用者本位のサービスを確保する必要があることから、サービス基盤の整備や介護保険料の設定など、計画的な事業運営のため、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行います。また、地域包括支援センターを中心として専門職による多職種連携により、介護問題の早期対応を図ります。

◆要支援高齢者に対する地域での生活支援充実

独居高齢者など生活上の支援が必要なかたについては、介護・福祉サービスだけでなく地域住民や民間企業と連携して、地域ぐるみでの見守り支援等により生活支援体制の充実を図ります。

◆元気高齢者が支える地域づくり

高齢者が高齢者を支える地域づくりを実現するため、介護予防事業等を通じた生きがいづくりや介護予防ボランティア養成及び活用を目指します。また、地域の高齢者が集うコミュニティサロンや通いの場等を拡充し、地域住民同士が交流できる場所と機会を増やします。

◆認知症高齢者対策

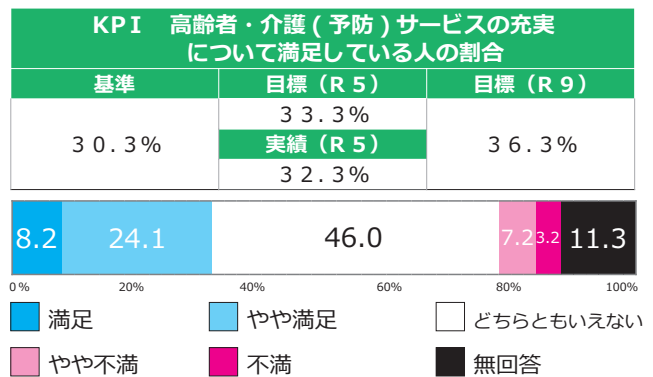
認知症に関する理解の普及と啓発のための広報活動を実施し、オレンジカフェ^{※5}の拡充を目指します。また、地域包括支援センターを中心に、認知症患者やその家族への相談対応を行い、早期受診及びサービス介入を促します。

主な取組

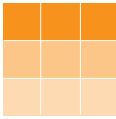
福祉タクシー利用補助事業、介護用車両購入費補助、緊急通報装置設置、在宅要介護高齢者等紙おむつ給付、介護慰労金支給事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、総合相談事業、認知症総合支援事業

関連する個別計画

高齢者福祉計画



※1 高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合 ※2 第1号被保険者：65歳以上の介護保険加入者 ※3 元気高齢者：自立していて介護の必要がない高齢者 ※4 ケアプラン：介護サービスの種類や利用頻度を定めた利用計画書 ※5 オレンジカフェ：認知症のかたやその家族、地域住民、専門職が集う交流の場



現状と課題

地域に暮らす誰もが、年齢、性別、障がい※1の有無によらず、公的な制度によるサービスだけでなく、相互に助け合い、心豊かに安心して暮らすための仕組みづくりが求められています。そういった仕組みを持続させるためには、自助・互助・共助・公助の連携による支え合いが必要です。

障がいのあるかたへの支援はそれぞれの障がいの特性などに応じたきめ細かな対応と支援が求められています。また、障がいのあるかたの親（家族）の高齢化により介護・療育が困難になることや、さらに親自身に介護が必要になるなど、親亡き後の支援を求める声が大きくなっています。

失業、疾病、障がいなど様々な理由により、生活保護に関する相談件数は増加傾向にあります。また、近年の傾向として、生活保護受給世帯における高齢者世帯の占める割合が増加傾向です。

本町における自殺者の数は国や県と比べて多くはないものの、自殺者がゼロではないため、「誰も自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指して地域ぐるみでの取組が必要です。

施策の方針

◆地域生活支援の充実

障がいのあるかた、一人ひとりのニーズに合わせた適切な支援ができるよう、民生委員児童委員との連携を図り、情報収集や相談支援体制を強化するなど、支援体制の整備を推進します。また、地域活動支援センターをはじめとする生きがいくくりや生活訓練の場の充実を図ります。親亡き後については、個々に適した生活が送れるような地域社会づくりを目指します。

◆ボランティア体制構築の検討

地域での支え合いを促進するため、町民がボランティアに取り組みやすい、新たなボランティアの仕組みづくりを目指します。

◆生活困窮者への対策

生活困窮者対策としては、生活困窮者自立支援制度の各種事業を利用するほか、館林保健福祉事務所と連携して生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援を継続的に実施します。

◆自殺対策

こころの健康相談の実施やゲートキーパー※2の養成をはじめ、自殺予防のための普及啓発、児童生徒へのSOS発信方法の教育をします。また、地域ぐるみでの対策ネットワークを構築するため板倉町いのち支えるネットワーク協議会を開催し、自殺対策を推進します。

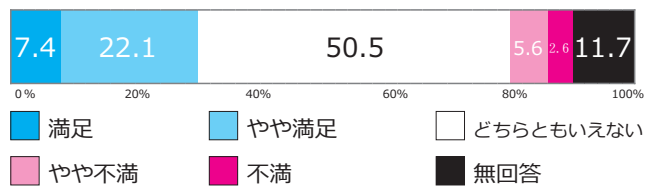
主な取組

民生委員児童委員活動推進、民間社会福祉活動事業、自殺対策強化事業、老人福祉センター管理運営、障害者デイサービスセンター管理運営、腎臓機能障害者等通院交通費補助、特定医療費受給者等見舞金支給事業、更生医療費給付、地域生活支援、障害介護給付事業、障害児給付事業、地域生活支援拠点等事業

関連する個別計画

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画
- 成年後見制度利用促進基本計画
- 障害福祉計画・障害児福祉計画
- 自殺対策行動計画、保健・福祉施設長寿命化計画

KPI 地域福祉の推進について満足している人の割合		
基準	目標 (R5)	目標 (R9)
26.7%	29.7%	32.7%
	実績 (R5)	
	29.5%	



※1 障がい：「障害」は可能な限り「障がい」と表記する。ただし、法令、法令上の規定、固有名詞等は「障害」と表記する。ここでは、身体障がい・知的障がい・精神障がい・自閉症や発達障がいなど広い意味での障がいを指す ※2 ゲートキーパー：自殺の危険を抱えた人々に気づき、悩みを傾聴し、適切な機関や専門家につなぎ、寄り添い見守る役割をもつ人のこと、資格は不要

基本計画

現状と課題

本町は恵まれた自然条件と立地条件を生かし、群馬県でも有数の穀倉地帯として稲作、きゅうりを主とした施設野菜を中心に農業が発展しました。しかし、稲作が中心となる土地利用型農業は、農業従事者の高齢化や後継者の不足など、農業を担う者の確保の面で深刻な状況にあります。一方、施設園芸は、資材の高騰、産地間競争、農産物の価格低迷といった課題があります。

農業生産を持続可能なものとしていくためには、農業を魅力的で収益の上がる産業として成長させる必要がありますが、農業従事者の不足による一人あたりの労働負担の増加に加え、いまだ農業者の経験や勘、人力に頼る作業が多いことから、今後はスマート農業※1などの先端技術を導入して農作業の省力化や技術の継承を図るなど、新たな農業技術の活用が求められています。

また、農地の基盤整備に加え、遊休農地の発生防止や解消、適切な土地利用に努めるほか、農地中間管理事業を活用した地域の担い手への農地の集積・集約化に取り組む必要があります。

施策の方針

◆担い手の確保及び支援

新規就農者や女性農業者が安心して農業に参入できるよう支援するほか、農業者の経営安定を図るため、JA 邑楽館林と連携して積極的な情報提供を行います。きゅうりを主とした施設野菜栽培の産地基盤の強化に継続的に取り組み、農業用機械の導入や施設整備にあたっては、国や県などの補助事業や融資制度を活用し、農業者個々の農業経営を支援します。

持続的な農業を実現するため、地域農業の設計図となる「地域計画」を作成し、地域農業の担い手を確保するとともに、農業経営の法人化や企業の農業参入の推進を図ります。

◆農業基盤の整備

大規模土地改良事業や簡易ほ場整備事業※2による面的な農地整備を推進するほか、土水路からコンクリー

ト三面水路への再整備を行い、計画的に長寿命化を図るなど、農作業の効率化につながる農業基盤整備を実施します。

また、農地の多面的機能の維持・発揮につながる共同活動を行う組織に対し、多面的機能支払交付金を活用した支援を行い、組織が未整備の地域には立ち上がるまでの支援を実施していきます。

◆農地中間管理事業の推進

生産性を高め、競争力を強化するためには担い手への農地の集積・集約化による生産コストの削減が必要であることから、農地中間管理事業の活用により、効率的な農地利用を推進します。

◆板倉産農産物のPR及びスマート農業の研究

板倉産農産物の知名度向上を図るため、関係機関や団体と連携した効果的なPRを展開するとともに、6次産業化等に取り組む農業者を支援します。また、農業の省力化や農産物の高品質化、生産技術の継承につながるスマート農業の実現について研究します。

◆有害鳥獣駆除対策

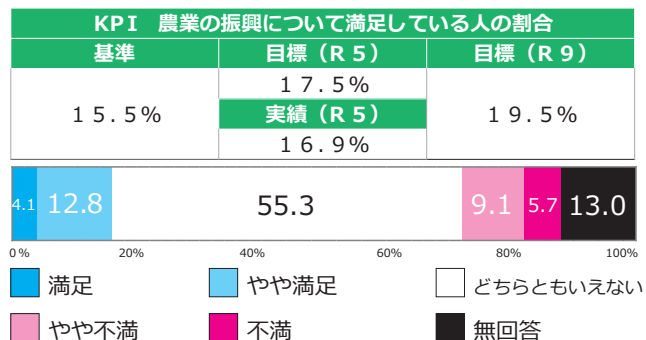
アライグマ等の被害が年々増加していることから、町民への箱わなの貸出しを行い、農作物被害の防止に取り組めます。

主な取組

県営五箇谷地区ほ場整備事業、町単独土地改良事業、担い手育成・就農支援事業、家族経営協定普及推進事業、有害鳥獣駆除事業、多面的機能支払交付金事業

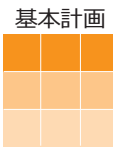
関連する個別計画

農地等の利用の最適化の推進に関する指針
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想



※1 スマート農業：ロボット技術や情報通信技術 (ICT) を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を目指す新たな農業。活用の一例として、担い手の高齢化による労働力不足問題について、スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を進められることから、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待されている。※2 簡易ほ場整備事業：畦畔の除去など簡易な方法での土地改良

商工業の振興



現状と課題

企業の進出は、雇用の拡大や税収の増加、企業間取引による地元企業への経済波及効果など、地域に活力を与えるだけでなく、若者の移住・定住を促して人口減少を抑制するなど、持続可能なまちづくりの根幹を成すものです。そのため、本町では企業立地優遇制度などを設け、企業が進出しやすい取組を積極的に進めています。

板倉ニュータウン産業用地については、令和3年5月の分譲契約をもって全24区画、総分譲面積約46.6ヘクタールの全てが分譲済みとなりました。用地を求める各企業からの問合せもあことから、新規産業用地の整備が必要となっています。

板倉東洋大前駅西口には、令和5年10月時点において、約5.8ヘクタールの商業・業務用地が空き区画として存在しています。また、駅東口・西口の近隣商業用地においても継続的に募集を行っていますが、空き区画が目立つ状況となっています。板倉ニュータウンの宅地分譲を促進させるためにも、商業施設等誘致の早期実現が必要となっています。

地元企業については、商工業に共通している経済情勢の変化、事業主の高齢化による後継者問題が課題です。民間活力を高め、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を高めるために、地元企業の後継者や創業者を支援する取組が必要です。

施策の方針

◆企業誘致の促進

企業が進出しやすいように、立地促進、雇用促進、緑化推進、地球温暖化対策に係る奨励金交付など、優遇制度の維持と立地にあたってのきめ細かな支援をします。

◆新規産業用地の整備

板倉ニュータウン産業用地が完売している状況の中、用地を求める各企業からの問合せもあるこ

とから、用地の選定や整備計画の策定など、新たな産業用地の整備に向けた検討・準備を進めます。

◆商業・業務用地への企業誘致

賑わいのあるまちづくりを推進するため、複合商業施設や飲食店の他、様々な業態の施設を視野に入れた誘致の実現に向け、県企業局とともに多方面へのPR活動を展開します。また、近隣商業用地への出店を促進するため、各種支援策の検討を進めます。

◆地元企業の活性化

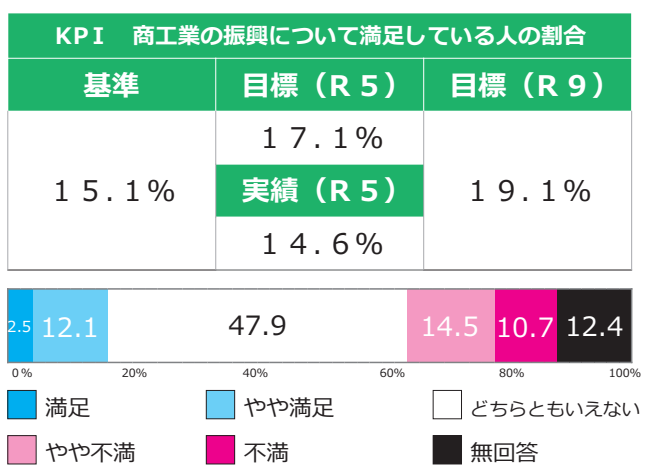
町内の商工業者が加入する板倉町商工会への支援を通じ、金融・労務税務・財務支援のほか、高齢化する事業者への事業承継や、町内事業者の販路開拓、新商品開発支援などを通じて町内事業所の発展を図ります。イベントの開催や地域特産品開発などとともに、町内外のかたへのPRを行い、商工業の活性化を図ります。

主な取組

企業立地促進事業、板倉ニュータウン商業・業務用地利用促進事業、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業、商工業振興事業

関連する個別計画

創業支援等事業計画、経営発達支援計画



基本計画

現状と課題

季節の移ろいをはじめとする自然の美しさ、歴史と伝統に彩られた文化、海外からも評価の高い繊細な食など、わが国には多彩な観光資源があります。国は、重要な成長分野として観光を位置づけ、観光立国を掲げて全国的に観光客の誘致に力を入れています。

本町は、利根川・渡良瀬川を象徴とする水風景観が国の重要文化的景観に選定されるなど、歴史と文化に裏打ちされた多くの観光資源を有しています。こういった観光資源の魅力を最大限に引き出し、有効に活用していく必要があります。

また、渡良瀬遊水地や三県境など、近隣の自治体と共有する観光資源もあることから、広域で連携した観光ネットワークの強化が必要です。

人口減少が見込まれる中、町の活力や賑わいを維持していくために観光を端緒とした交流人口の拡大を図る必要があります。町の知名度向上が観光者数の増加にもつながることから、シティプロモーションを強化するとともに、観光受け入れ態勢の更なる整備が求められています。

施策の方針

◆重要文化的景観の観光への活用

本町の重要文化的景観の構成要素は町内に広く点在しています。これらの点在する要素を効率的に回遊し、豊かな水場環境、広大な田園風景、谷田川の柳山や川田、そして水塚や揚舟など水場での人の営みの中から生まれた景観を十分に味わうことができる観光ルートの充実を図ります。

◆広域ネットワークの強化

渡良瀬遊水地や三県境など、他市町と共有する観光資源を有することから、観光イベントの実施にあたっては、邑楽・館林地域、東毛地域、両毛地域、更には渡良瀬遊水地関連地域との広域観光ネットワークの整備・強化を図ります。

◆体験型観光の充実

揚舟運航事業のほか、農地を活用する市民農園、日帰り農業体験や、渡良瀬遊水地の広大で豊かな自然環境や板倉町の名所に触れた観光バスツアーを実施するなど、板倉町らしい体験型観光の推進を図ります。

◆積極的な情報の発信

テレビ・新聞などの従来のメディアへの積極的な情報発信を行うとともに、インターネットを利用しSNSなどの活用も検討します。また、観光施設等の空撮動画を利用して観光PRを実施します。また、PR大使などの協力を得て、シティプロモーションに取り組みます。

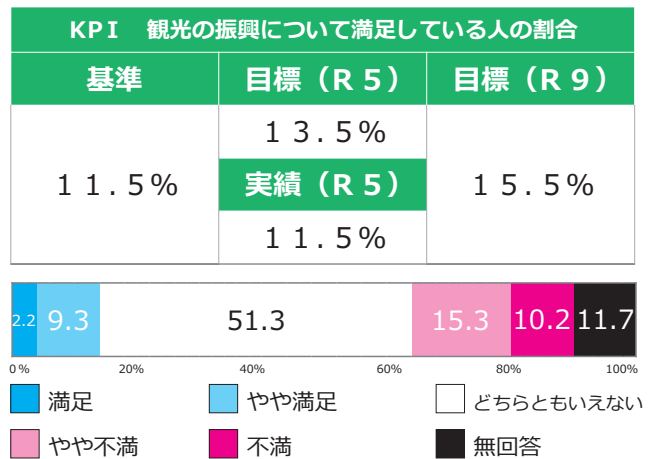
◆観光受け入れ態勢の整備

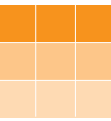
町内の観光スポットへ観光客を誘導する案内サイン、ビジタートイレ、レンタサイクルなどの整備を図り、町内を回遊するための環境整備を行います。また、観光ボランティアガイドとの協働により、町の観光をPRします。

主な取組

観光振興事業、揚舟運航事業、群馬の水郷管理事業、レンタサイクル事業、三県境整備利活用事業、イメージキャラクター地域活性化事業

関連する個別計画





現状と課題

近年、少子高齢化に伴い地域力・組織力の低下が見られます。一方、子どもたちの体力・学力低下という懸念もでてきています。社会変化に対応するため、各教育分野の特長を生かしながら、これらの課題に向き合う必要があります。

子どもたちの「生きる力」の原点となる学力の向上を目指すため、指導法・指導内容の改善、家庭学習と読書の習慣化などを積極的に推進する必要があります。また、新学習指導要領では、プログラミング等の新しい教育が求められています。

小学校の再編を行った結果、令和2年度より町内小学校は、西小と東小の2校になりました。小学校再編に伴う児童のケアや統合後の学習環境など学校施設及び安全管理体制の充実に努めます。

施策の方針

◆社会の変化に対応する教育の推進

地域の特性を生かした国際理解教育（外国語教育を含む）、環境教育、健康教育の充実を図るとともに、特別支援教育体制の充実、地域社会と連携したキャリア教育、情報教育、体験学習等を推進します。

◆学校経営の研究

学校長のリーダーシップによる学校運営体制の充実を図り、開かれた学校づくりを推進します。また、学校評価を実施し、結果を公開して家庭や地域との信頼関係を築きます。さらに、少子化に伴い、義務教育9年間の小中一貫教育を含めた、小中学校の在り方について研究を進めます。

◆教職員の資質向上及び環境整備

教職員を対象とした各種研修会などを開催し、教育のプロとしての確かな力量と総合的な人間力を高め、教職員の職能成長を図ります。また、校務支援システムを活用し、事務の効率化を図り、児童生徒に向き合う時間の確保に努めます。

◆基礎学力の向上

少人数指導員や外国語指導助手の配置をし、きめ細やかな指導を実践します。また、全国学力・学習状況調査の結果を分析することによって、指導内容の改善と充実に努めます。あわせて、家庭学習の充実及び個別学習の実施と読書の習慣化を通して児童生徒一人ひとりの学力向上を目指します。

◆教育環境におけるICTの整備

新学習指導要領に対応した、プログラミング教育や情報教育を推進します。さらに、新しい学習に対応するために、教育環境におけるICT環境を計画的に整備します。

◆児童生徒の安全確保

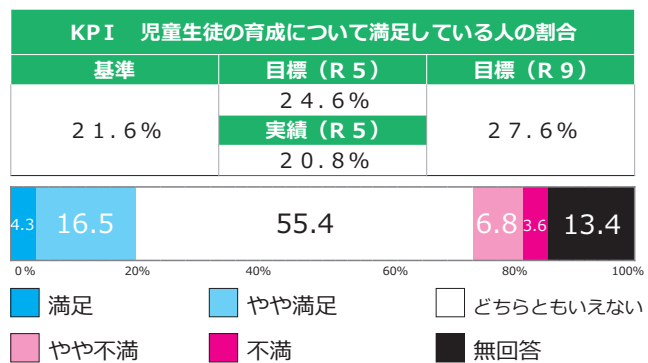
学校及び登下校における安全確保を目指して、安全管理体制等の整備、防犯教育の充実、教職員の危機管理の向上、いじめ防止教育に努めます。

主な取組

奨学資金貸与事業、教育研究所充実事業、外国青年招致事業、小中学校運営事業、小中学校校務支援システム事業、英語検定料助成事業、小学校スクールバス運行事業、ICT機器活用、運動部活動指導員配置促進事業、小中学校要保護及び準要保護生徒援助費事業、小中学校特別支援教育就学奨励費事業

関連する個別計画

学校教育系施設長寿命化計画、板倉町立小学校適正規模・適正配置基本計画、教育行政方針



基本計画

現状と課題

芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものであるとともに、社会を活性化する上で大きな力となるもので、その役割は極めて重要であるといえます。身近な場所で多彩な芸術・文化を鑑賞する機会を充実させるとともに、今後は、鑑賞機会のみならず、文化協会加盟団体の活性化を図るなど創造活動への支援を充実させることにより、町民の芸術・文化活動への参加と意欲的な活動の促進、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る必要があります。

先人たちの創造した文化を尊重し、継承していくため、有形文化財の保護、無形民俗文化財保持団体の活動支援や、発表場所の提供などを通して、長い歴史と伝統の中で培われた伝統民俗芸能の継承と発展を図ることが求められています。また、重要文化的景観については、町民自らがその価値を再認識するとともに、誇りを培い、地域づくりのツールとしていくとともに、景観を後世に良好な状態で継承することが必要です。

施策の方針

◆芸術・文化活動の環境づくり

中央公民館をはじめとする文化施設が老朽化していることから、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて修繕を中心とした計画的な施設整備に努めます。また、文化協会をはじめ、芸術や文化活動を行う個人や団体を支援します。

◆文化財の保存と理解

地域で生まれ、保存・継承されてきた文化財の毀損、滅失を防ぎ、未来へ継承するために、適切に保存し、公開します。伝統民俗芸能については、各地で生まれ継承されてきた獅子舞や神楽などが将来にわたって確実に継承されるための支援をします。また、模擬火災訓練の実施など、災害からの文化財保護に努めます。

また、小中学校の児童生徒を対象に、文化財めぐり、土器製作、機織りなどの文化財に関する体験教室や出前講座を開催するなど、普及啓発に努めます。

◆重要文化的景観の保全

重要文化的景観の重要な構成要素について現状変更をする場合は、町担当課と協議の上、届出が必要なことを周知し、適切な継承につなげます。

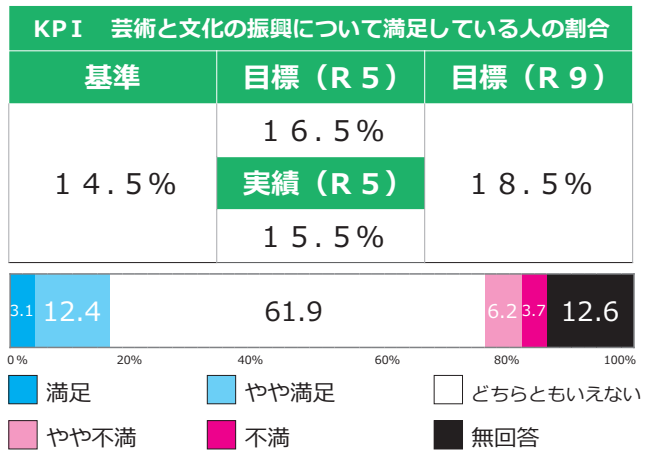
文化的景観は、史跡や名勝に比べ新しい文化財の考え方であるため、普及する余地及びその必要があることから、子ども用も含めた紹介パンフレットなどを作成し、更なる普及・啓発に努めます。また、町民ならびに町外からの来訪者に景観の価値を共有するために、見学ルートの周知や案内サインなどの充実を図ります。

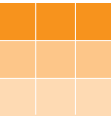
主な取組

芸術文化振興事業、芸術・文化事業、文化財資料館管理運営事業、町内遺跡確認調査事業、文化財保存活用事業、文化的景観保護推進事業、無形民俗文化財継承・育成事業、自然館管理運営事業、コンサート開催事業

関連する個別計画

教育行政方針、利根川・渡良瀬川合流域に形成された水場景観保存計画、町民文化系・社会教育系施設長寿命化計画





現状と課題

ジュニア世代だけでなく、健康志向の高まりや定年等によるライフスタイルの変化など、多様な余暇活動の増大を背景に、町民のスポーツ・レクリエーションへの関心が高まっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの大会や教室が中止となってしまいました。これにより、町民のスポーツへの取組意欲が下降しないように、年齢を問わず誰もが生涯スポーツを楽しむための環境整備が求められています。

少子化により、少年スポーツ団体加入者の減少が見られることから、少年スポーツ団体や部活動における団体スポーツの継続に影響が出ています。

現在、スポーツ施設として、海洋センターに加え、社会体育施設として小中学校の体育館を開放しています。これらの施設は総じて老朽化の傾向が見られるので、修繕するなどの必要があります。また、屋外運動施設の夜間照明については、現在水銀灯を利用しているため、LED化の対策が求められています。

施策の方針

◆生涯スポーツの振興と普及

日常的にスポーツに取り組むことは、健康の保持・増進や体力向上だけでなく、地域の連帯感を醸成します。ジュニアからシニアにいたるニーズに応えられるよう、多様なスポーツ・レクリエーションに関する情報の提供や交流事業を推進します。また、バリアフリー化を進めるなど、スポーツを楽しめる環境を整備します。

◆スポーツ人口の拡大

広く子どもたちにスポーツについての啓発と機会の提供をすることにより、競技者の増加を図ります。また、指導者育成や各種スポーツ大会の開催等により、青少年の健全育成と競技スポーツの

振興を図り、スポーツ人口の拡大を目指します。

◆団体・指導者の育成

スポーツ推進委員及び各行政区のスポーツ担当者の資質向上を図るため、研修会や講習会を積極的に実施します。また、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団との連携を強化するとともに、各種スポーツ団体を支援し、組織の強化と人材の育成を図ります。

◆スポーツ施設の充実

町民のスポーツに対するニーズに応えるため、既存施設を有効活用するとともに、老朽化したスポーツ施設については、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、改修など適切な管理に努め、利用者が快適に活動できるよう努めていくとともに、今後もスポーツ振興のさらなる充実に向けた環境整備を実施します。

主な取組

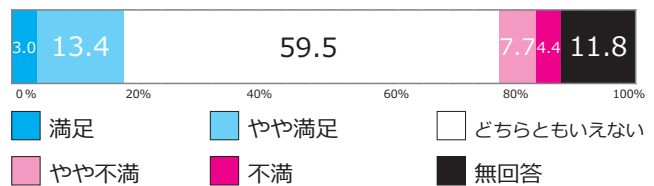
スポーツ教室事業、スポーツイベントの開催事業、指導者の育成・確保事業、スポーツ団体等の育成事業、社会体育施設管理事業

関連する個別計画

教育行政方針

スポーツ・レクリエーション系施設長寿命化計画

KPI スポーツの振興について満足している人の割合		
基準	目標 (R5)	目標 (R9)
19.2%	20.2%	21.2%
	実績 (R5)	
	16.4%	



生涯学習の推進

基本計画

現状と課題

情報化や国際化の進展、ライフスタイルの変化などの中で、新たな知識や技術を習得し、心豊かな生活を送るためには、子どもから大人まで幅広い世代にわたる学習の機会が必要です。このことから、町民の多様な学習ニーズへの対応が求められています。また、そうして学習した成果を生かせる環境づくりが必要とされています。

核家族化が進んでいることから、子育ての悩みや問題を抱える保護者への情報提供をはじめとする家庭教育の必要性が高まっています。また、子どもたちの学校外での居場所づくりをはじめ、体験活動や自主的な学習をする場の充実が求められています。

全国的な傾向として、スマートフォンやインターネットの普及による情報化の進展など、青少年を取り巻く環境が急激に変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下などが問題となっているとともに、青少年が犯罪に巻き込まれる危険性や犯罪に加担する可能性も大きくなっています。

施策の方針

◆生涯学習推進と学習情報の提供

それぞれの地域や世代によるニーズの違いの把握に努め、町民の要望に応じた様々な学級や講座の開催や、公民館の図書資料等を整備し、生涯学習の充実を図ります。生涯学習により身につけた学びを生かし、学びの成果が還元できる学習社会を目指します。また、体験学習の一つとして、近年県が推進しているeスポーツを取り入れるなど、コンピューターについての学習機会の提供・支援の充実を図ります。

◆公民館を拠点とした地域づくり

公民館の利用団体・地域住民との協働による事業を実施し、地域文化の発展や、地域コミュニ

ティの推進に努めます。

◆家庭教育の推進

P T Aとの連携により、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や、家庭の役割の重要性を啓発するために必要な情報の提供に努め、家庭教育の充実を図ります。

◆青少年の健全育成

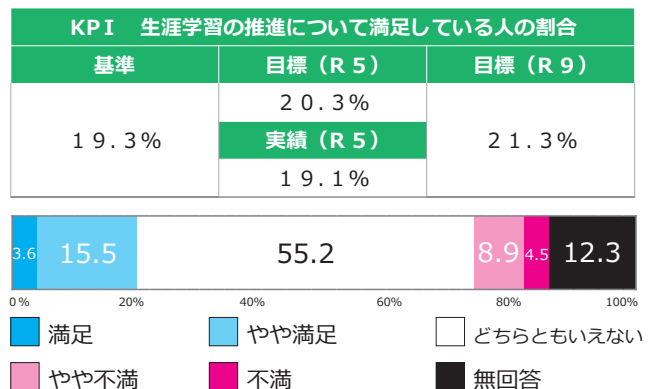
青少年育成推進員を中心とした地域防犯パトロールの実施など、学校、地域、ボランティアなどが連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。また、警察や学校などの関係機関と連携して、メディアリテラシー^{※1}教育の推進や、普及啓発活動を通じ、健全な環境づくりと青少年の安全確保を図ります。また、子ども会育成会連絡協議会（子育連）活動の充実と児童生徒の健全育成を目的に、「自然体験スクール」や「上毛かるた大会」など、子育連が実施する青少年健全育成事業を支援します。

主な取組

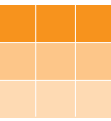
公民館管理運営事業、学級講座開設事業、図書の充実事業、教育支援体制等構築事業、社会教育総務事業、生涯学習推進事業、人権教育推進事業、青少年教育総務事業、青少年健全育成事業、二十歳のつどい式典事業

関連する個別計画

教育行政方針



※1メディアリテラシー：ここでは、インターネットの普及により、情報量が増大化している中、必要な情報を見つけ出すことや情報の真意を見極める能力のこと。



現状と課題

秩序ある土地利用と都市計画は、地域の魅力を高め都市の発展に寄与するだけでなく、乱開発を防止し、町民の生活環境を快適に保つためにも重要な役割を担っています。

本町の土地利用の状況は、利根川及び渡良瀬川などの大川川の恵みと平坦な地形を生かした農地としての土地利用の割合が多い特徴があります。一方で、町中央部と板倉ニュータウン地区の2つの大きな市街地、大蔵地区と板倉ニュータウン地区にある産業用地と、農業・工業・商業のバランスのとれた土地利用がされてきました。現在は、板倉町都市計画マスタープランに基づき、地域の活性化等を考慮して、適切な土地利用がされるよう誘導を図っていますが、板倉町都市計画マスタープラン策定時の想定から、少子高齢化による人口減少が進んでいることから、新たな課題に対する方針を定めていく必要があります。

本町は、平成23年に重要文化的景観として国の選定を受けました。良好な景観は、町民全ての共有の財産であることから、町民、事業者、行政のそれぞれが、更に景観を保全していくために、意識を高めることが必要です。

施策の方針

◆都市と自然のバランスの維持

計画的な市街地の形成を図るとともに、良好な住環境や自然環境の保全に努めます。また、地域ごとの人口構造の変化や、地域の特性に応じ、都市的土地利用から農村集落的な土地利用まで、多様なライフスタイルの選択ができる環境を持続し、バランスのとれた土地利用を図ります。

◆計画的な土地利用と適時適切な見直し

適正な土地利用を図るため、都市計画基礎調査を行い、人口の動向や市街化の現況など、町の土

地利用の状態を正確に把握します。また、都市計画基礎調査結果等に基づき適切な用途地域への変更を適宜進めます。

◆公園維持管理

本町は人口比に対し公園が多く、農村公園においては少子化により利用者が少なくなっていることから、使用頻度の少ない農村公園は行政区と協議して集約し、残る公園について整備・維持管理の充実を図ります。

◆風景づくりの方針

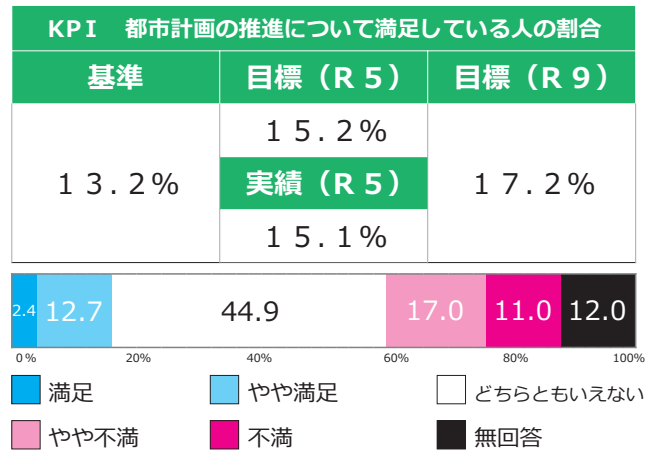
町民、事業者、行政のそれぞれが、協働によりよりよい景観を形成するための風景づくりを進めます。建築行為における基本的な作法の定着を図り、多くの町民が本町に暮らすことに誇りを持つことを目指します。また、風景づくりの取組を活発化するため普及啓発活動を実施します。

主な取組

都市計画推進事業、公園維持管理事業、風景づくり推進事業

関連する個別計画

- 都市計画マスタープラン
- 風景計画
- 風景づくりガイドライン
- 公園施設長寿命化計画



基本計画

現状と課題

生活の基盤となる道路網は、町民の快適な生活を支えるとともに、災害時における物資の輸送など、広域的な幹線道路とのネットワークを形成しており、役割はますます重要度を増しています。

生活道路としての重要路線、区間は、優先順位の高いものから拡幅整備を図ることが必要です。

道路網の整備は、地域経済の活性化のために国道、県道との接続路線はもちろんのこと、時代に応じ、まちづくりと連携した整備が必要とされています。また、町民がより安全に、かつ便利で快適に道路を利用できるよう町民ニーズにあった道路整備を進めていくことが必要です。

近年、道路や橋梁などの老朽化が目立っています。このため、パトロールや定期点検などにより、問題箇所を早期に把握し、長寿命化なども含め計画的に修繕していくことが求められています。

本町は、利根川と渡良瀬川の2大河川に挟まれた低平地であり、過去にはカスリーン台風に代表されるように幾度も洪水被害に見舞われた歴史があります。水害対策における広域避難経路の確保として、利根川及び渡良瀬川新橋の早期実現が求められています。

施策の方針

◆道路ネットワークの形成

国道354号板倉バイパス等の4車線化実現と主要町道等幹線道路の整備により、快適な生活環境を確保する道路ネットワークの形成に努めます。

◆生活道路の整備

生活圈道路の整備については、公共性や緊急性等、総合的に判断して路線の選定を行い、引き続き町道整備を進めます。また、多くの整備ができるよう、道路整備に必要な土地の寄附や物件の移転について協力を得られるよう取り組みます。

◆道路の維持管理

アスファルト修繕や側溝の補修、区画線の引き直しやガードレールの修繕を行い、道路の長寿命化を目指します。また、植栽帯の除草、防虫剤散布等の管理を行い、街路樹の管理については地域住民の意見を聴き、高木から低木の樹種の変更について検討し、効率的な維持管理に努めます。

◆橋梁維持事業

橋梁について、今後老朽化に伴い増大する修繕などの維持管理費の軽減を図るため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を実施していきます。

◆利根川及び渡良瀬川への新橋建設促進

南地区から埼玉県加須市及び北地区から栃木県栃木市への架橋の整備について、加須市、栃木市と連携して推進体制の強化等を図り、架橋が早期実現するよう国及び県への要望活動等を継続して実施していきます。

◆町の南北を結ぶ幹線道路整備検討

国及び県に新架橋要望と併せてアクセス道路整備の要望活動を行い、さらに町の南北を結ぶ幹線道路の整備検討を図ります。

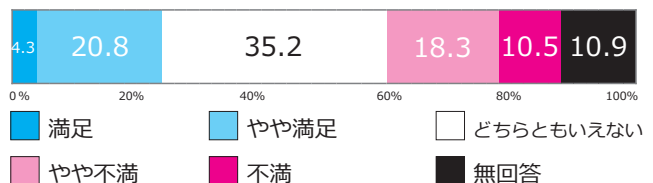
主な取組

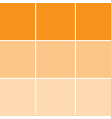
町単独道路整備事業、橋梁長寿命化事業、道路維持事業、道路長寿命化事業、利根川及び渡良瀬川架橋整備事業

関連する個別計画

道路長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画

KPI 道路網の整備について満足している人の割合		
基準	目標 (R5)	目標 (R9)
24.6%	28.6%	32.6%
	実績 (R5) 25.1%	





現状と課題

昭和56年以前に建築された建築物は、現行の耐震基準に満たない状況が多く見られます。大地震の際に町民の生命を守り、また、建物倒壊により避難や救出活動の妨げとならないよう、木造建築物の耐震診断・耐震改修を促進しています。町内には昭和56年以前に建築された耐震診断未実施の木造住宅が多いことから、今後もその必要性について普及啓発を続けることが必要です。

移住・定住策として、住宅取得支援補助金、移住支援金、リフォーム補助金の交付をはじめとする各種支援策を継続的に実施しており、令和4年度からは奨学金返還支援補助金の交付も行っていますが、人口増加につながるほどの効果は見られていないため、さらなる充実が必要です。

町営住宅については、老朽化が進んでいることから、適切な管理をしつつ、需給バランスを考慮しながら、今後のあり方について検討していくことが求められています。

板倉ニュータウンの宅地分譲は、令和5年10月1日現在において、計画分譲戸数1,367戸（売出区画は980戸）に対し、分譲済戸数は929戸、計画人口4,797人に対し居住人口2,395人であり、少子高齢化や人口減少に加え、都心回帰等による住宅需要の減少により、長期にわたり低迷が続いています。

施策の方針

◆耐震診断・改修の促進

木造住宅の耐震化支援制度を周知するとともに、まずは、木造住宅の耐震診断の促進を図ります。耐震診断の結果、耐震性が不十分と認められた場合には、助成制度を紹介するなどし、耐震改修の促進を図ります。

◆移住・定住策の充実

各種移住・定住策については、人口減少を緩和

する観点からも強化します。ふるさと回帰支援センター等と連携し、移住者の増加を目指します。また、子育て支援策をはじめとする、移住の動機となりえる施策については、広報部門と連携し、シティプロモーションの一環として、PRに努めます。

◆町営住宅運営

町営住宅については、長寿命化計画に基づき維持修繕工事を行うとともに、民間施設の活用も視野に入れ、効率的な運営に努めます。

◆板倉ニュータウン住宅分譲地の販売促進

賑わいのあるまちづくりを推進するため、県企業局と連携して住宅用地の早期分譲を目指します。

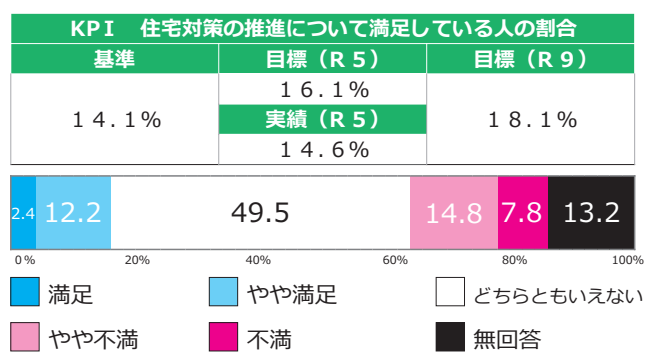
また、板倉東洋大前駅西口北側に広がる約3.2ヘクタールの未造成地において、太陽光発電による再生可能エネルギー、蓄電池及び水素を用いる燃料電池を活用することで、環境負荷を低減し、災害時のレジリエンス※1を高めた新しい住宅街区「グリーンプロック」を造成することから、早期の完成及び完売を目指して、県企業局と連携してPR活動に取り組みます。

主な取組

木造住宅耐震改修促進事業、町営住宅管理事業、移住者住宅取得支援事業、移住支援事業、住宅リフォーム支援事業、分譲推進事業

関連する個別計画

耐震改修促進計画、公営住宅等長寿命化計画



※1レジリエンス：ここでは、大規模災害を想定した電力供給における災害への対応力や回復力のこと。

町民参加によるまちづくりの促進

基本計画

現状と課題

町民ニーズの高度・多様化に的確に対応し、地域課題に対処した効率的なまちづくりを目指すためには、町民と行政が知恵と力を出し合い協働※1し、良きパートナーとしての仕組みを充実させていくことが必要です。

少子高齢化、人口減少社会の中で、地域における課題が複雑化しており、行政区をはじめとした地域コミュニティの強化が求められています。

本町では、様々なボランティア活動が進められていますが、広く町民に定着するまでには至っていません。このため、更に地域ボランティアの支援・育成に努めていくことが必要です。

全ての男女が尊重し合う男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画の視点から、慣習やしきたりなどの見直しを進めるとともに、町民や事業者と協力しながら、家庭・地域・学校・職場などあらゆる分野において、男女がともに活躍できるような環境を整えていくことが重要です。

施策の方針

◆町民と協働によるまちづくり

行政の力が及ばないところは町民が補い、町民の力が及ばないところは行政が補うといった、町民と行政がお互いに補完しあう関係の強化を進めます。また、かつてない高齢化社会を迎え、公共の複雑化・高度化が進む中、多様な主体によって公共を支えていく仕組みが必要となることから、行政とともに公共を担うNPOや各種団体の活動を支援します。

◆地域コミュニティ団体への支援

各種助成事業等を利用し、集会所の整備などの支援に努めます。行政区への加入勧奨とともに、行政区の自主的な活動を支援し、活動しやすい環境整備を進めます。また、行政区担当職員を窓口

に地域の住民と行政の連携充実に努めます。

◆まちづくりボランティア活動の促進

町民一人ひとりが地域づくりの担い手であるという自覚と責任を持ち、自主的にボランティア活動へ参加してもらえるよう、広報紙やホームページなどを活用し、情報提供と啓発活動を行います。

◆男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間を町民に周知し、意識啓発や意識改革を図ります。本町でも仕事に関する女性の意思を尊重しながら、幅広い視野を持つ女性リーダーの育成や女性のあらゆる分野への参画の拡充に努めます。

また、配偶者などの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）等の防止に向けた啓発活動を行います。

◆新たな姉妹都市との交流の推進

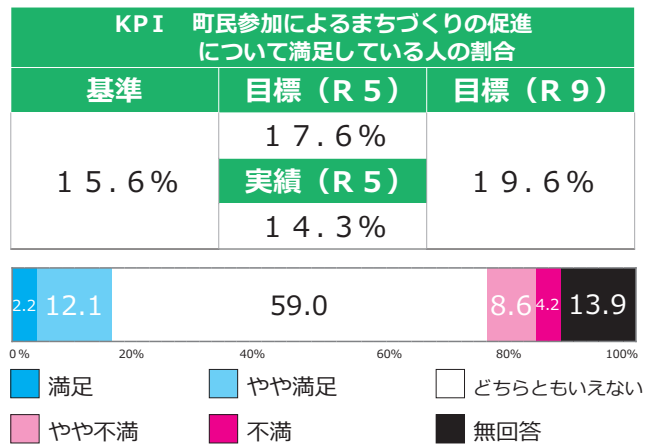
ふるさと回帰支援センター等と連携し、本町とゆかりのある都市との交流により、関係人口※2・交流人口※3の拡大を目指します。

主な取組

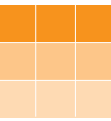
まちづくり協働事業、行政区運営事業、コミュニティ助成事業

関連する個別計画

板倉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画



※1 協働：まちづくりの主体である町民と行政、町民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに向けて協力し合うこと。 ※2 関係人口：地域に住んでいたことがある人、通勤・通学をしたことがある人、近隣に住んでいる人、地域に親戚がある人など、地域と多様に関わる人々を指す。 ※3 交流人口：主に観光などで、地域を訪れる人々を指す。



現状と課題

町では、紙媒体である広報いたくらとインターネット媒体である町公式ホームページを主力として、広く子どもから高齢者までを対象に、最新の情報を分かりやすくお知らせするように努めています。一方、ICTの発展により、町民の情報受信ツールが多様化している状況が見られることから新たな広報媒体としてLINE等のSNSの活用を検討し、さらなる充実を図っていきます。

また、複雑化する行政ニーズに応えるため、町民一人ひとりの提言や要望をはじめとする意見を広く聴き、町民と行政が様々な情報を共有し、協働と参画によるまちづくりを進めるための多様な広聴の仕組みが求められています。

移住・定住のまちとして板倉町が選ばれるためには、町民だけでなく、町外に対しても積極的に町の魅力を発信していく必要があります。

町が保有する行政情報については、町民全体の共有財産であるため、個人情報保護しつつ適正な情報公開に努めているところです。行政が保有する情報の重要性を踏まえ、サイバー攻撃※1をはじめとする様々な情報漏洩リスクを管理し、さらなる安全確保が求められています。

施策の方針

◆情報発信とICTの充実

行政の透明性を確保し、行政情報を分かりやすく提供するため、見やすく、親しみやすい広報紙の作成に努めます。また、ホームページでは行政情報をはじめ、イベントや観光情報など、町内外に向けた情報発信を迅速に行います。

SNSや5G※2といった最新技術を活用し、国が推進しているデジタル田園都市国家構想の実現に向け、町の事務においてもデジタル技術を導入し、町民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

◆広聴活動の充実

町民一人ひとりからの意見を得るため、郵便や

ホームページの意見投稿フォームによる広聴を継続します。また、アンケートや懇談会など様々な形で町民の意見を聴く機会を設け、町の重要な施策や計画は事業形成段階でのパブリックコメントを実施し、町民と行政の双方向型のコミュニケーションによるまちづくりを推進します。

◆シティプロモーションの推進

全庁横断的な取組として、町の魅力や知名度を向上させるためにシティプロモーションに戦略的に取り組みます。

◆情報公開と適正管理

新たな脅威に対応するため、セキュリティポリシーの改訂など、情報セキュリティ対策に取り組み、紙及び電子文書の適正な管理に努め、情報公開を円滑に実施します。

◆マイナンバーカードの利活用の推進

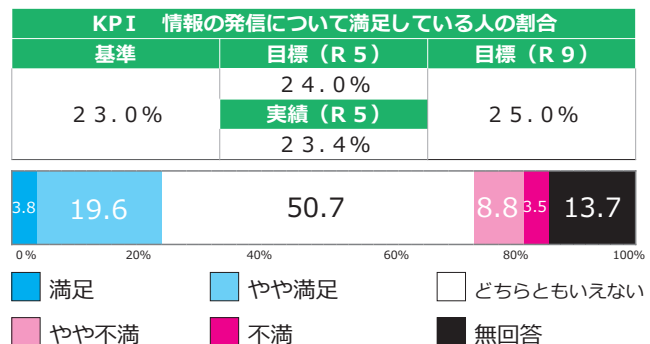
マイナンバーカード利用領域の拡大に合わせ、住民票や印鑑証明、税務証明などのコンビニ交付等を検討し、町民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

主な取組

広報紙作成事業、ホームページ運用管理事業、文書管理事業、情報公開・個人情報保護事業、庁内情報化事業、板倉町PR大使事業、行政懇談会事業、(仮)デジタル化推進事業、(仮)証明書等コンビニ交付事業

関連する個別計画

セキュリティポリシー
(仮)DX推進計画



※1 サイバー攻撃：主にネットワークを通じて行われるテロ行為で、過剰な負荷をかけたり、コンピュータウイルスに感染させたりして、コンピュータを正常に動作させなくすること。※2 5G：4Gに続く第5世代の無線通信方式で、大容量通信と遅延の発生が少ない特徴があり、様々なものがネットワークにつながるIoT時代の到来に大きな期待がされている。

財政運営の効率化

基本計画

現状と課題

平成30年度の役場新庁舎建設により、町の一般会計借入金は、平成27年度の37億6,404万円から平成30年度末には45億7,412万円まで増加しました。その後返済が進み、令和4年度末には42億833万円となっています。また、町の一般会計積立金は、一時的に減少したものの、令和4年度末には37億3,244万円となっています。

とはいえ、想像以上のスピードで進行する当町の少子高齢化と人口減少により、今までよりも少ない人口で町の財政を支えていくことになるため、道路等のインフラ施設を含む既存施設の維持継続だけでも大変な時代に突入しております。また、ごみ処理施設の広域化により資源化センターが、小学校の統廃合により南・北小学校がその役目を終え、その利活用が課題となっています。

よって、安定した財政運営を行っていくうえでは、各種町税の課税対象を的確に把握し、公平な課税を行うとともに、税の滞納案件の解消に向け、積極的に取り組む必要があります。

町職員については、様々な行政需要に対応するため、機能的な組織を構築し、適正な職員数と人員配置により、効率的な行政運営をすることが求められています。

消防・救急、病院、上水道、ごみ処理などの分野では、事務組合等を設立し、近隣の自治体が協力して広域で業務に取り組んでいます。圏域全体において人口減少が見込まれるため、さらなる効率化が求められています。

施策の方針

◆健全な財政運営

健全化判断比率、経常収支比率、積立金残高、町債残高などの財政指標を総合的に判断し、今後の財政的影響を見通した予算編成により、持続可能な財政運営を行っていきます。

◆持続可能な公共施設の管理運営

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画（インフラ長寿命化計画）に基づき、既存施設の長寿命化を推進しつつ、既存施設の統廃合や再配置を検討するとともに空き施設の利活用の検討についても進めていきます。

◆自主財源の確保

企業誘致の推進に加え、税の期限内納付の周知徹底を図ります。また、税負担の公平性を保つため、滞納案件については差し押さえ等の実施により、厳正に対処します。あわせてふるさと納税についても、積極的に取り組みます。

◆適正な人員配置

業務量を把握し適正な人員配置を行い、効率的な行政運営を目指します。また、人事評価制度や職員研修により、組織全体の資質向上に取り組み、より質の高い行政サービスの提供に努めます。

◆広域行政の運営

自立性の高い行政運営が求められていることから、近隣の自治体との連携を強化し、共同で処理できる業務の調査・研究などを通じ、効率化が図られるよう広域的な行政運営を推進します。

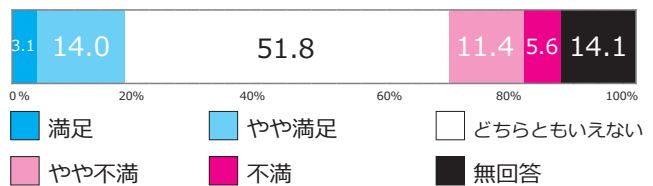
主な取組

町税徴収管理業務、職員研修、一部事務組合等関連事務、広域行政事業、公共施設利活用検討事業

関連する個別計画

徴収対策基本方針、公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画

KPI 財政運営の効率化について満足している人の割合		
基準	目標 (R5)	目標 (R9)
14.6%	16.6%	18.6%
	実績 (R5) 17.1%	



実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策を効果的に実現するために実施する主要事業を明らかにします。



1. 人口ビジョンの位置づけ

板倉町人口ビジョンは、国の『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』の趣旨を踏まえ、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、本町における人口の現状を分析し、人口に関する認識を深めるとともに、今後の目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示すものです。

また、この人口ビジョンは、本町において今後実施すべき施策を定める際に基礎となる人口動態や課題、将来人口の推計を示し、『板倉町まち・ひと・しごと総合戦略』における基本方針や施策の方向性の指針とするとともに、人口に関する認識を広く共有するために策定するものとします。

2. 人口の推計期間

人口ビジョンの計画期間は、平成27年(2015)国勢調査の結果を基準とし、国立社会保障・人口問題研究所（以下社人研）^{※1}の推計期間である令和27年（2045）までとします。

人口ビジョンの基礎数値は、社人研の人口推計を用いて設計し、国勢調査をはじめとする統計調査結果および内閣官房と経済産業省が提供する「地域経済分析システム（RESAS）」等を用いて分析しました。

3. 人口動向の分析

人口減少の推計について、社人研の推計をもとに確認します。社人研の推計では、令和27年(2045)の本町の人口は、9,921人と推計され、平成27年(2015)の15,015人から5,094人(減少率約34%)減少すると見込まれています。令和27年(2045)において人口全体では、約3割の減少とみられますが、その構成が大きく変化します。年少人口と生産年齢人口が減少して、老年人口が

大幅に増加する見込みで、全人口の約41%が老年人口であるという状況になります。これは、約1.2人で高齢者1人を支える計算となり、昭和60年(1985)時点と単純に比較すると支える人の負担は、約3.9倍になります。

4. 人口ビジョンの目標人口

社人研の推計と本町の近況を勘案すると、人口減少の傾向は止まらない見通しです。よって、本町が目指すべき将来人口については、第1期人口ビジョンと同様に現状をふまえ、人口減少の傾向を最大限緩和することを目標として設定します。

目標人口は、本町における総合戦略をはじめとする施策の効果が着実に反映されることにより、社人研推計人口より上積みができるものとし、下記の水準を目指すものとします。なお、期間の設定にあたっては、板倉町総合計画の計画期間である令和9年(2027)を中期目標として設定し、人口ビジョンの計画期間である令和27年(2045)を長期目標として設定しました。

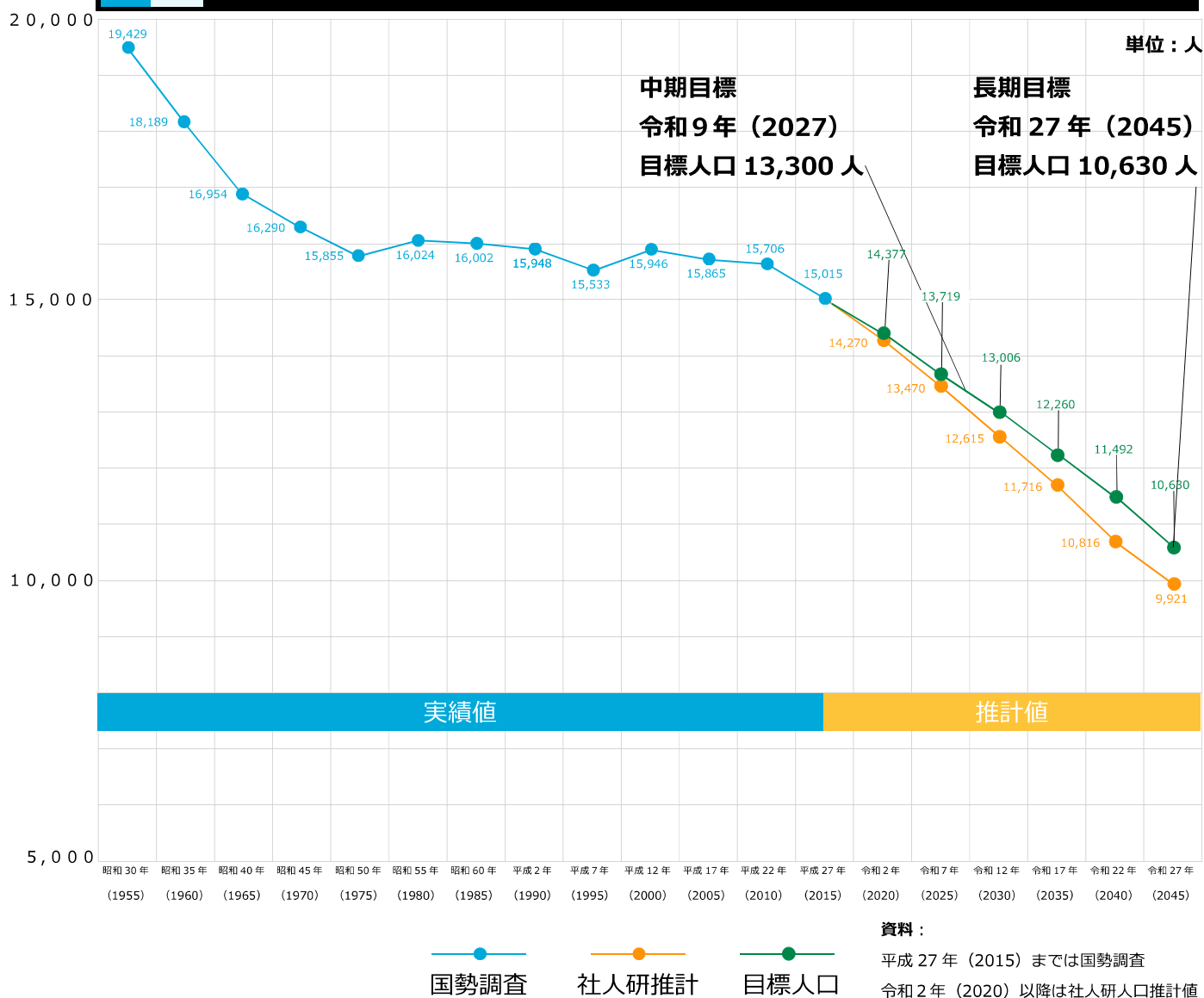
目標年次		目標人口
中期目標	令和9年 (2027)	13,300人
長期目標	令和27年 (2045)	10,630人

※1 国立社会保障・人口問題研究所：人口・経済・社会保障の相互関連などについて調査研究を行う、厚生労働省の施設等機関略称「社人研」

実施計画



図 1 板倉町の人口推移と将来人口(昭和30年(1955)~令和27年(2045))





5. 年齢3区分別人口の推移と将来推計

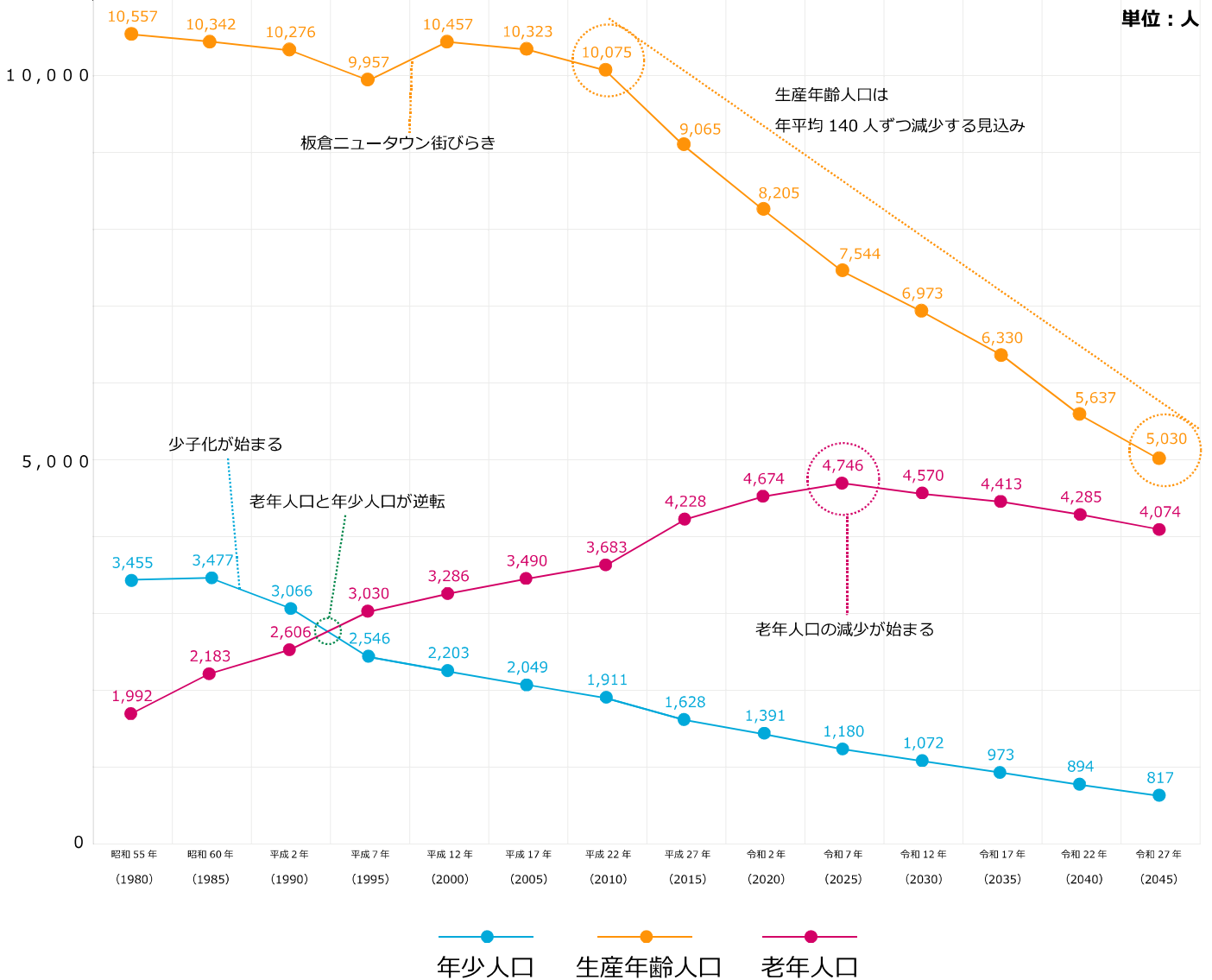
年齢区分別に人口推移をみると、年少人口※1は昭和60年(1985)をピークに減少が続き、平成7年(1995)には、老年人口※1が年少人口を逆転し、さらに、平成27年(2015)にはその差が2.5倍以上に開いています。

生産年齢人口※1は、昭和55年(1980)をピークに微減傾向が続き、板倉ニュータウン街びらきに

より、平成12年(2000)に一時増加に転じるものの、その後は減少傾向が続き、平成22年(2010)年以降は大幅に減少しているため、現役世代の負担はさらに増加する見通しです。

加えて、一貫して増加傾向にあった老年人口は令和7年(2025)年より減少に転じることから、人口減少は加速的に進んでいきます。

図2 板倉町の年齢区分別人口推計【昭和60年(1985)～令和27年(2045)】



実績値 推計値

※1 年少人口・生産年齢人口・老年人口：年少人口(15歳未満の人口)・生産年齢人口(15～64歳までの人口)・老年人口(65歳以上の人口)

6. 人口ピラミッドの推移

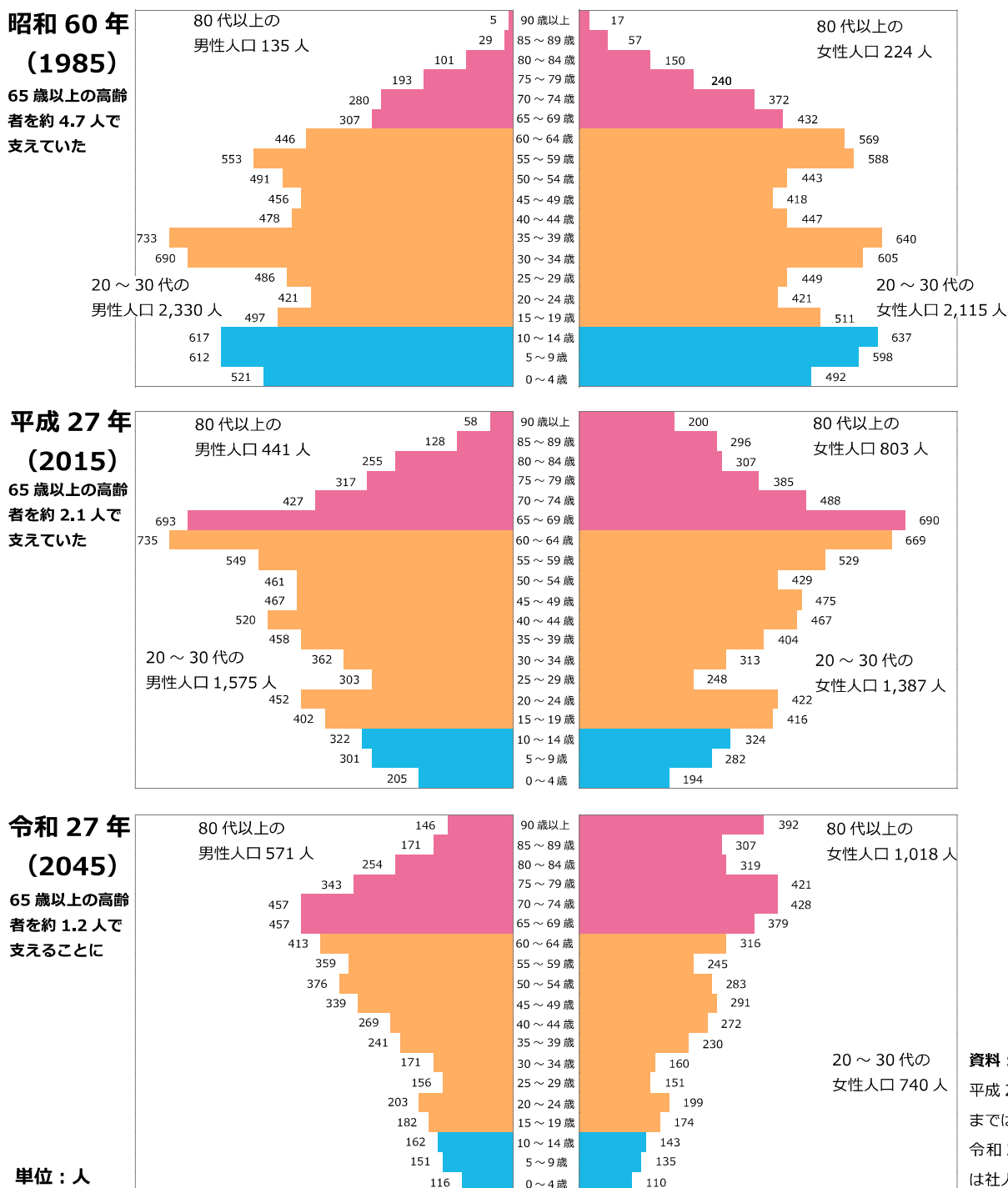
平成27年(2015)では逆ピラミッド型に近い形状になっています。令和27年(2045)には、特に女

昭和60年(1985)には、ピラミッド型でしたが、性の老年人口割合が高くなる予測です。

実施計画



図 3 人口ピラミッドの推移【昭和60年(1985)、平成27年(2015)、令和27年(2045)】





7. 自然増減・社会増減の推移

平成6年（1994）から現在までの人口推移に「転入・転出による社会増減」と「出生・死亡による自然増減」との2つの要因が与えた影響を確認します。

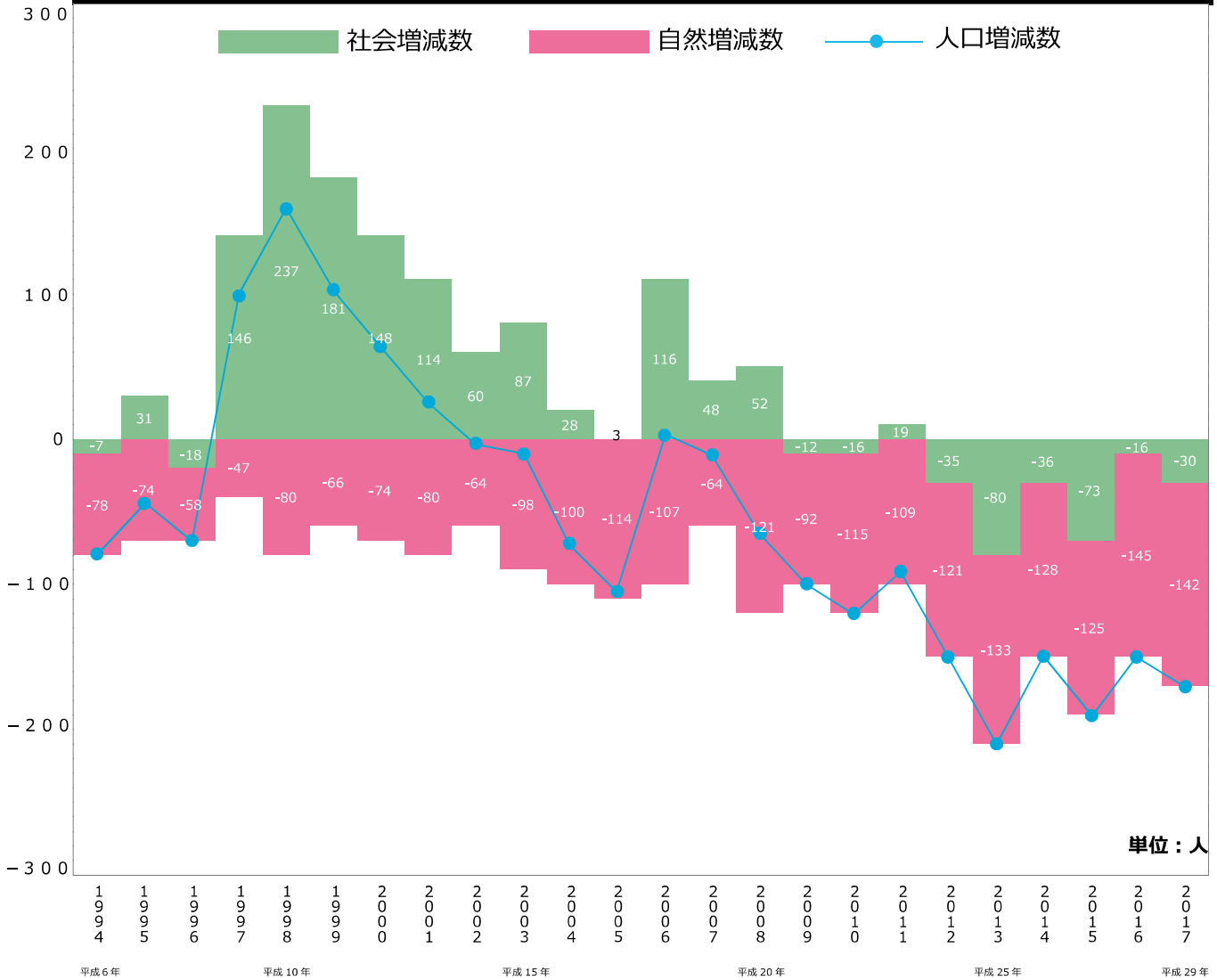
社会増減については、90年代後半から2000年代前半に社会増が大きくなっています。板倉ニュータウンの街びらきと時期が一致することか

ら、このことが要因と推測できます。

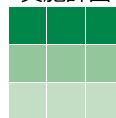
自然増減については、約25年間一貫して自然減の状態が続いています。ここ数年は、出生数の低下と死亡数の増加の傾向が顕著に表れ、年間100人を超えるペースで自然減が進んでいます。

本町の人口減少に歯止めをかけるためには、少子化傾向の改善が必要です。併せて、移住人口の増加を図りながら、転出超過を抑制していく必要があります。

図 4 自然増減・社会増減の推移【平成6年(1994)～平成29年(2017)】



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」RESAS再編加工 注記：2012年までは年度データ、2013年以降は年次データ。2011年までは日本人のみ、2012年以降は外国人を含む。



8. 人口減少が地域の将来に与える影響

町勢の低迷

町勢の基盤となる人口が減少することにより、各種団体や地域コミュニティを支える層が減少するため、本町の行政サービスの取組や地域活動などが縮小傾向となることが危惧されます。また、本町の面積の半数以上を占める農地の維持管理についても、担い手減少による耕作放棄地の増加が懸念されます。

町民負担と行財政負担

高齢化率の高まりにより、社会保障の負担をはじめとする町民負担と財政負担の増加が予想されます。また、生産年齢人口の減少により、税収減少が見込まれ、行政サービスの水準を維持することが困難になり、行政サービスの取捨選択が必要になるおそれがあります。人口も税収も減少するなかで、上下水道施設や道路・橋梁といったインフラの更新時期を迎えることから、維持管理にかかる費用の負担が大きくなる懸念があります。

町民生活への影響

経済活動の低下により、商店や事業所等の廃業や撤退が予想され、これに伴い、公共交通機関の縮小などが懸念されます。空家が増加し、防犯・防災上の懸念が増大します。また、地域防災に対する担い手が不足する中、高齢化により災害時要援護者の増加が見込まれ、災害発生時の対応が困難になることが予想されます。

9. 現状と課題の整理

下げ止まりの見えない人口減少

我が国が平成20年(2008)に人口減少社会に突入した中で、本町においては、平成12年(2000)の国勢調査時から人口が減少傾向にあります。

年齢区分別でみると、生産年齢人口は、平成22年(2010)以降10,000人を割り、今後、年平均140人ずつ減少すると予想されています。

年少人口は、平成5年(1993)に老年人口に逆転され、以降減少の一途をたどっています。

老年人口は、一貫して増加してきましたが、令和7年(2025)には減少に転じることが予測されています。

自然増減と社会増減

自然増減については、約25年ほど一貫して出生数を死亡数が上回っており、ここ数年はこの傾向に拍車がかかっています。社会増減については板倉ニュータウンの街びらきから10年程転入超過が見られましたが、その後は転出超過の状態が続いています。

若年層の流出

若年層において進学や就職に伴う転出傾向が続いています。このことが生産年齢人口の減少及び少子高齢化の一因になっています。

10. 目指すべき方向性

人口減少への対応は、大きく分けて2つの方向性が考えられます。一つは、出生数の向上により、人口減少に歯止めをかけ、人口規模の確保と人口構造の安定を目指すという自然増に関するものです。もう一つは、転出の抑制と転入の増加による人口規模の維持です。この2つの方向性による対策を同時に推進していく必要があります。

なお、そのための具体的な施策については、第2期まち・ひと・しごと総合戦略で示します。

1. 総合戦略の基本的な考え方

1-1 国の総合戦略の基本的な考え方

はじめに

我が国の人口は平成20年(2008)から減少に転じており、今後その傾向は加速度的に進行していくと見込まれています。特に地方での人口減少は、地方から首都圏への若者の人口流出がその主な要因の一つと考えられており、地方の人口減少に起因する地域市場規模の縮小や深刻な人手不足が地域経済の低下につながり、ひいては大都市の経済衰退に影響を与えることが危惧されています。

そこで、国は人口減少の克服と、地方創生を成し遂げて将来にわたり活力ある日本社会を維持することを目的として、平成26年(2014)に「まち・ひと・しごと創生法」を公布・施行し、総合戦略を策定し取組を進めてきました。同時に都道府県、市町村においても地方版総合戦略を策定し、戦略に沿った取組を進めてきました。

この間、国においては、地方経済を含めた日本経済の成長戦略をはじめ、一億総活躍、働き方改革、人生100年時代等の取組を通じて、一人ひとりが自らのライフスタイルに応じて、潤いのある充実した人生を送るための環境づくりを積極的に進めてきました。

国が示す地方創生の目指すべき将来

少子高齢化により人口減少が急速に進行している中、東京圏への一極集中の傾向が継続し、若年層を中心として地方から東京圏に人口が流出していること等により、地方における人口、特に生産年齢人口が減少しています。このため、地方においては、地域社会の担い手が減少しているだけでなく、消費市場が縮小し地方の経済が縮小するなど、様々な社会的・経済的な課題が生じています。この状況が継続すると、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が更に人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥ることとなりま

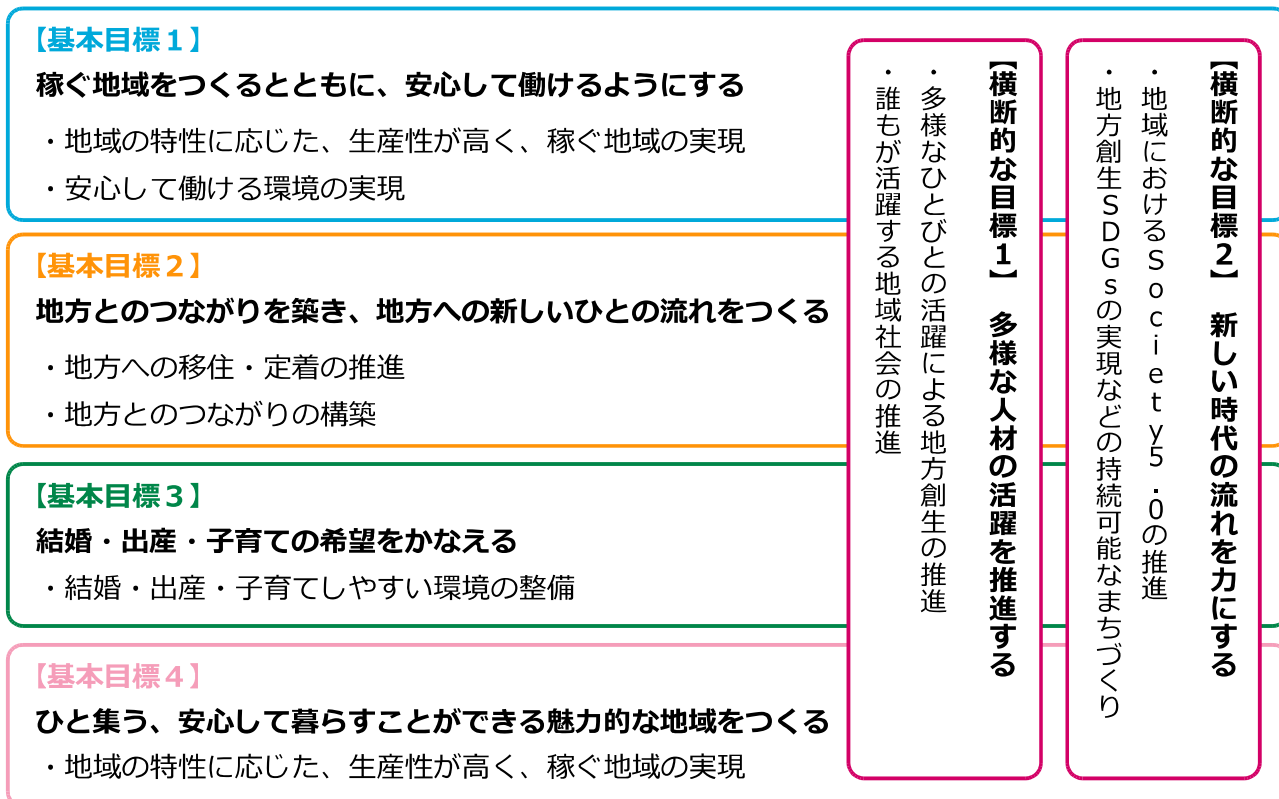
す。また、都市機能の維持には一定の人口規模と密度が必要なことから、人口減少により都市機能を維持することが困難となり、地域の魅力・活力を低下させ、更なる人口流出のおそれがあります。さらに、東京圏にひとが一極集中している状態では、首都直下地震などの巨大災害による直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全体が大きなダメージを受けることとなります。

以上のような人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔として、関係省庁の連携を強め、地方創生の目指すべき将来に向けて迅速に取り組むこと、また、地方創生は、各地域が意欲と熱意を持ち、その地域の強みや魅力を活かした取組を自主的・主体的に行うことが重要であり、この取組を国が支援することが基本であるが、国が自ら取り組むべき施策については、国が積極的に進めることが必要であることを示しています。

具体的には、人口減少を和らげるため、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を活かした「暮らしやすさ」を追求し、地方の魅力を育み、ひとが集う地域を構築することを目指すこと、さらに、世界も視野に入れて、競い合いながら、観光、農業、製造業など、地域ごとの特性を活かして域外から稼ぐとともに、域外から稼いだ資金を地域発のイノベーションや地域企業への投資につなげる等、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くしていくこと、また、人口減少は、その歯止め時間に時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進行していくと見込まれることから、生活・経済圏の維持・確保や、生産性の向上などに取り組み、人口減少に適応した地域をつくる必要があることを示しています。



国の第2期総合戦略における施策の方向性



(1) 横断的な目標の追加

(多様な人材の活躍を推進する)

地方創生が点の取組から面の取組に広がり、真に継続・発展していくためには、地域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた内発的な発展につなげていくことが必要であることを示しています。

(新しい時代の流れを力にする)

Society 5.0の実現に向けた技術は、自動化により人手不足を解消することができるとともに、地理的・時間的制約を克服することが可能であり、例えば、自動走行を含めた便利な移動・物流サービス、オンライン医療やIoTを活用した見守りサービス等により、高齢者も含め、利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高めることができることとしています。

1-2 群馬県の総合戦略の基本的な考え方

県では、本格的な人口減少を迎え、今後も人口減少と人口構成の変化が見込まれることから、平成27年度に人口減少対策を土台に据えて、群馬の未来を創生していく具体策を盛り込んだ第1期「群馬県版総合戦略」を策定し、人口減少克服・地方創生の取組を行ってきました。引き続き人口減少克服・地方創生の取組を切れ目なく進めることが求められることから、国の第2期「総合戦略」を踏まえ、第1期「群馬県版総合戦略」の基本目標を維持するとともに、新たな視点に基づく施策を盛り込んだ第2期「群馬県版総合戦略」を策定することを示しています。

策定にあたっては、本県を取り巻く人口減少と人口構成の変化の分析や県民ニーズを整理した上で、人口の将来展望を描き、総合戦略の基本目標といった将来の方向性を示すこととしています。

1-3 板倉町の総合戦略の基本的な考え方

平成27年度から令和元年度末までを計画期間として策定した『総合戦略』は、『人口ビジョン』で示した「板倉町が目指すべき人口の将来展望」を実現するために必要な取り組みを取りまとめたものであり、本町が直面する人口減少にある傾向を改善するための具体的な戦略として位置づけたものです。これをもって各種事業に取り組んできましたが、国をはじめ、本町においても人口減少に歯止めがかかっていない状況にあります。

これに対し、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした『第2期総合戦略』を切れ目なく策定し、「板倉町が目指すべき人口の将来展望」を実現するための取組を実施します。

1-4 本総合戦略の位置づけ

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけられるものとします。

1-5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

1-6 第2期総合戦略における新たな重点施策

『第2期総合戦略』の策定にあたっては、第1期の枠組みを維持しつつ、新たな次の視点に重点を置いて施策を推進します。

(1) 本町へのひと・資金の流れを強化する

◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大を目指します。

◆企業や個人による地方への寄附・投資等による本町への資金の流れの強化を目指します。

(2) 新しい時代の流れを力にする

◆Society5.0^{※1}の実現に向けた技術の活用を目指します。

◆SDGsを原動力とした地方創生を目指します。

◆地方から世界へを目指します。

(3) 人材を育て活かす

◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活動を支援します。

(4) 民間と協働する

◆本町だけでなく、NPOなどの地域づくりを担う組織や企業と連携します。

(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる

◆女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現を目指します。

(6) 地域経営の視点で取り組む

◆地域の経済社会構造全体を俯瞰^{ふかん}して地域をマネジメントします。

2. 主要方針と目標

2-1 総合戦略の主要方針

「地域で支え合う安全なまち いたくら」

2-2 主要方針の考え方

人口ビジョンが示すとおり、将来、本町の人口は減少傾向が避けられない状況です。持続可能なまちづくりをするためには、今後も引き続き、人口の自然減少の緩和、転出抑制と転入促進策を講じることにより、人口減少を極力抑えることが重要です。また、人口が減少していく将来においても、本町の有する資源・魅力を活かして住民や事業者、周辺地域との協働・連携を図り、町民一人ひとりが永続的に楽しく安心して暮らしていけるまちを築いていくことが、今後のまちの将来像として重要な視点だと考えています。

『第2期総合戦略』は、本町の最重要課題の一つである人口の将来展望の実現に向けた具体的な戦略を立案する計画であるため、『第2期総合戦略』の主要方針については、『板倉町総合計画』の基本構想における、まちの将来像と同じ方針として、計画間の整合を図ります。

2-3 総合戦略における4つの基本目標

上記の主要方針の実現を目指して次に挙げる4つの基本目標を定め、達成度合いを図ります。

※1 Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。



3. 総合戦略における4つの基本目標

①雇用

町の農業や工業、商業について、農業従事者の高齢化への対応や地域の産業の育成を図るほか、就業ニーズとのマッチング支援や新規創業支援などを通じ、雇用拡大を図る。

国の基本方針：地域における安定した雇用を創出する

KGI※1 事業所数

基準	目標 (R 6)
576事業所	600事業所
出典：H28 経済センサス活動調査	

KGI 従業者数

基準	目標 (R 6)
5,408人	6,219人
出典：H28 経済センサス活動調査	

③移住・交流

観光施策強化による交流人口の拡大を図るほか、きめ細かな教育環境の充実や町の魅力の広報、移住・定住施策の拡充などを通じ、町外からの移住・定住の促進を図る。

国の基本方針：地方への新しいひとの流れを作る

KGI 年間社会増減数

基準	目標 (R 6)
-30人	+50人
出典：リーサスデータ	

KGI 板倉東洋大前駅一日平均乗降人員数

基準	目標 (R 6)
3,966人	4,362人
出典：H30 東武鉄道整備促進期成同盟会	

②子育て・福祉

若い世代が町外に転出する現状への対応として、結婚から妊娠、出産、子育てまでを支援する体制を拡充し、必要不可欠な福祉や保育環境の充実により、安心して生み育てることのできる環境づくりを行う。

国の基本方針：若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

KGI 合計特殊出生率

基準	目標 (R 6)
0.81	1.35
出典：H30 群馬県人口動態調査	

KGI 婚姻率

基準	目標 (R 6)
1.7	4.0
出典：H29 群馬県人口動態調査	

④地域づくり

移住・定住人口の増加に向けた安全・安心な環境を整えるため、空き家の適正管理や防犯対策、災害対策を進めるほか、元気な地域づくりに向けた地域コミュニティの活性化や健康づくりの推進を図る。また、町内外との連携を通じ、交通利便性の充実に踏まえ町にない施設の広域利用や、大学との連携を図る。

国の基本方針：時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る

KGI 相互利用公共施設数

基準	目標 (R 6)
444	450
出典：関東どまんなかサミット 185 両毛広域都市圏整備推進協議会 259	

KGI 防災協定締結数

基準	目標 (R 6)
33	38
出典：総務課安全安心係	

※1 KGI : Key Goal Indicator は、重要目標達成指標と呼ばれ、計画におけるゴールなど、大きな目標を定量的に評価するときに用いる指標。

まち・ひと・しごと創生 総合戦略

4. 基本目標の体系

実施計画



雇用

1

農業や商工業などの産業振興を図り、新たな雇用機会を創出する

施策の大項目

1. 農業の振興
2. 商工業の振興
3. 新たな産業の創出

施策の小項目 (KPI 設定)

- ① 認定農業者の新規認定者数
- ② 新規就農者数
- ③ 年間商品販売額・製造品出荷額等
- ④ 産業及び商業・業務用地への誘致
- ⑤ 新規創業、起業数
- ⑥ 6次産業化※1の取組数

移住・交流

3

町の魅力を活用し、移住・交流人口を増やす

施策の大項目

1. 交流・関係人口の拡大
2. 移住定住の促進
3. 教育環境の充実

施策の小項目 (KPI 設定)

- ① 観光関連 HP アクセス数
- ② 渡良瀬遊水地保全利活用事業数
- ③ P R 大使数
- ④ 板倉ニュータウン宅地分譲
- ⑤ 小学校 CRT、中学校 NRT ※2 テスト管内平均点の全国との差

子育て・福祉

2

若い世代が魅力を感じ、安心して結婚や子育てができる地域社会をつくる

施策の大項目

1. 安心して結婚し子どもを産むことができる環境づくりの推進
2. 子育てしやすい環境づくりの推進

施策の小項目 (KPI 設定)

- ① 婚活イベント参加者数
- ② 乳幼児健診受診率
- ③ 待機児童数
- ④ 教育支援体制等構築事業延べ利用者数

地域づくり

4

様々な連携のもと、安全・安心な、元気で活気のある地域づくりを行う

施策の大項目

1. 安心できる暮らしを支える環境の提供
2. 災害対策の推進
3. 地域コミュニティの活性化
4. 健康づくりの推進
5. 連携の推進

施策の小項目 (KPI 設定)

- ① 空き家に対する苦情件数
- ② 路線バス利用者数
- ③ 犯罪件数
- ④ 避難訓練参加割合
- ⑤ 健康寿命の延伸
- ⑥ 東洋大学との取組事業数

※1 6次産業化：第1次産業に従事する農家等が、生産・収穫した作物などを、生産だけでなく加工・販売まで一貫して手がける経営方法のこと ※2 小学校 CRT、中学校 NRT：我が国で最も多く実施されている標準学力検査。全国平均と比較可能なデータを用いるため、本指標を用いた。

5. 施策の基本方針（1）雇用

雇用

1

実施計画

農業の振興

施策の方向性

- ◆認定農業者への支援、農業関係団体の育成、農業の機械購入や施設整備への利子補給を行います。
- ◆認定農業者連絡協議会や農業関係団体への支援を通じ、今後の農業方針の検討や推進、農業者間の情報交換、研修の場の提供に取り組みます。
- ◆地域の担い手に対し、農地中間管理機構を介して農地の集積・集約化を進めます。
- ◆Society5.0の実現に向けた技術の活用を目指すため、5Gの活用など、スマート農業に関する研究を進めます。
- ◆農業後継者の情報収集や掘り起こしのほか、JA 邑楽館林青年部と連携して、農業後継者の活動を支援します。
- ◆新規就農を希望するかたを対象に相談窓口を設置し、内容に応じた関係機関との連絡調整など、総合的なバックアップを行うとともに、周辺自治体及びJA 邑楽館林と連携し、Iターン就農を推進します。

商工業の振興

施策の方向性

- ◆板倉町商工会への支援を継続するとともに、町内産業の活性化、円滑な事業承継を推進します。
- ◆若年層における地元就職を促進させるための取組を推進します。
- ◆板倉町商工会と連携し、イベントの実施やPRグッズの作成、販路開拓、展示会参加など商工業の活性化を図ります。
- ◆群馬県企業局と連携し、板倉ニュータウン（産業・商業・業務用地）への企業誘致・商業施設等の誘致に向けた取組を推進します。

- ◆企業が進出しやすいように奨励金を交付するなど支援を継続します。

- ◆板倉東洋大前駅東口・西口への出店を促進するため、各種支援策の検討を進めます。

新たな産業の創出

施策の方向性

- ◆新規創業に取り組むかたを対象とした相談体制を構築し、支援に取り組みます。
- ◆新規創業に取り組むかたに対する相談窓口のワンストップ化や商工会、金融機関等の関係機関との連携による創業支援に取り組みます。
- ◆地方創生施策の一つである起業支援金制度をPRし、創業希望者の必要な要素に適切な支援を提供します。
- ◆新規創業の成功事例等については、町や商工会の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布など、広くPRを行います。
- ◆6次産業化に取り組む農業者や農業法人等を対象に情報提供を行うなど、6次産業化の実現に向けた取組を推進します。



5. 施策の基本方針（2）子育て・福祉

実施計画

子育て・福祉

2

安心して結婚し子どもを産むことができる 環境づくりの推進

施策の方向性

- ◆結婚を希望するかたに対する結婚支援として、婚活イベントの実施やカップリングデザイナーを活用した結婚のきっかけづくりを行います。
- ◆子どもを望むすべてのかたが、安心して子どもを産み育てる環境をつくるため、不妊治療費等や妊産婦の健診費用などを助成します。
- ◆子どもを出産した世帯に対しては、母親に対する産後ケアをはじめ、子育て支援金や福祉医療費の支給、紙おむつ券の給付、チャイルドシート購入費の補助など、子育てに必要な費用について助成します。
- ◆妊娠期や出産前後は、出産や子育てに不安を感じやすい時期であることから、妊娠届出時を利用して個別相談を行い、気軽に相談ができるような関係の構築を図り、妊産婦の不安軽減を図ります。
- ◆家庭訪問や健康相談、健康教育を通じ、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制の推進を図り、地域全体で子育てを見守る基盤を整えます。

子育てしやすい環境づくりの推進

施策の方向性

- ◆妊娠期から子育て期に至るまでのワンストップ相談窓口を保健センターに設置し、保育園（保育所）や児童館（子育て支援センター）などとの子育て支援ネットワークを形成します。
- ◆町内の保育施設などにおける受け入れ体制の整備を図るとともに、町外の保育施設などを利用するための広域入所調整による受け皿確保に取り組めます。

◆延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、学童保育など、多様な保育ニーズに応じて既存事業の拡充に取り組みます。

◆地域の子育て環境を充実するため、教育関係者等関係団体による情報共有や、子どもを対象としたイベントの開催、学習機会の提供を図ります。

◆子ども会育成会による自然体験スクールや新潟板倉子ども会との交流、上毛かるた大会などのイベント実施のほか、地域の公民館と学習ボランティアが連携し、地域の子ども達を対象とした自主学習や各種体験教室の開催などにより、地域における子育て環境を推進します。

◆町内の青少年関係団体、学校及び教育関係者で、青少年の指導、育成及び保護など、総合的な青少年問題について、相互の連絡調整を図りながら、青少年の育成を推進します。

◆小中学校の給食費無料化や英語検定料の助成などを通じ、子育てをする保護者の負担軽減を図ります。

5. 施策の基本方針（3）移住・交流

移住・交流

3

実施計画

交流・関係人口の拡大

施策の方向性

- ◆重要文化的景観をはじめとした町の歴史・文化資産や既存の観光資源を活用した観光振興を図ります。
- ◆農地を活用した市民農園など、体験型観光の推進を図ります。
- ◆観光ボランティアガイドや民間事業者と連携し観光PRを実施します。
- ◆イメージキャラクターの活用やSNSを利用した町のPR活動を検討します。
- ◆PR大使との連携により、シティプロモーションを推進します。
- ◆ふるさと納税を希望する寄附者の利便性を高めるとともに、商工農業団体等と連携し、返礼品を町内業者から広く募集することで地域産業のPRと地域経済の活性化につなげます。
- ◆本町とゆかりのある都市との交流により、関係人口※1・交流人口※2の拡大を目指します。

- ◆若者のU I Jターン及び定住促進を図るため、大学等を卒業後、本町に居住し働きながら奨学金を返還するかたを支援します。

教育環境の充実

施策の方向性

- ◆教育に関する相談窓口の確保や学校独自の学力向上対策事業の実施など、特色ある学校づくりと教育内容の向上に努めます。
- ◆教育全般に対する教育行政相談窓口を設置し、相談事項の対応を図るほか、各校の学力向上対策事業の浸透度合いについて、学力テストの結果によって学習習熟度を把握します。
- ◆外国語指導助手派遣による英語学習の実施や、子ども出前教室による行政に関する授業など、多様な学習環境を提供します。
- ◆進学意欲があるにも関わらず、経済的事由により進学困難な世帯に対し、奨学金を貸与する制度を継続します。

移住定住の促進

施策の方向性

- ◆本町に転入を希望するかたに対し、住宅取得支援や移住支援金制度などの情報提供を行います。
- ◆住環境の向上に向けた公園の適正管理、住宅の改築支援などを通じ、移住・定住を促進します。
- ◆群馬県企業局と連携し、板倉ニュータウンの住宅用地の分譲を推進します。
- ◆居住目的で町内に住宅を建築・購入する場合に費用の一部助成をします。
- ◆住宅用の太陽光発電システムやリフォームへの補助を通じ、住宅の改築支援を行い、定住を促進します。

※1 関係人口：地域に住んでいたことがある人、通勤・通学をしたことがある人、近隣に住んでいる人、地域に親戚がある人など、地域と多様に関わる人々を指す。 ※2 交流人口：主に観光などで、地域を訪れる人々を指す。

5. 施策の基本方針（4）地域づくり

実施計画

地域づくり

4

安心できる暮らしを支える環境の提供

施策の方向性

- ◆空き家の現状把握に努め、空家所有者に適正管理を促します。
- ◆交通弱者対策として、路線バスや鉄道などの公共交通の充実を図ります。
- ◆防犯啓発や防犯カメラなどの整備を行い、防犯対策を進めます。また、夜間の防犯対策として、町内の防犯灯の整備と管理を行います。

災害対策の推進

施策の方向性

- ◆令和元年台風第19号に対する災害対応の教訓を踏まえた水害への対策や、地震など、想定される災害への対策を進めます。
- ◆自主的な防災体制を強化するために、家庭での備蓄を推奨するほか、地域の防災リーダーの育成に努めます。
- ◆「自らの命は自らが守る」意識を持ち、平時から災害リスクや避難行動などについて把握することや、災害時には自らが判断し適切な避難行動をとるなどの、防災意識の啓発に努めます。
- ◆災害を想定した避難訓練や総合防災訓練を実施します。また、災害時に備えた備蓄品の配備や防災施設の整備、情報伝達の手段を含む防災機器の維持管理を行います。

地域コミュニティの活性化

施策の方向性

- ◆住民と行政、行政区相互の連携強化を図るため、住民ニーズを行政区長会議等により把握して適切な行政執行を推進するとともに、行政区の活動を

支援するため、集会所施設整備やコミュニティ活動備品の整備を行います。

- ◆公共性のある住民の取組に対し助成をします。
- ◆地域ボランティアと公民館が連携した自主学习機会の提供や各種体験教室を実施します。

健康づくりの推進

施策の方向性

- ◆「健康づくりのまち」宣言のとおり、心身ともに健康で生涯健やかに暮らすことができる町づくりを目指し、健康づくりの知識の普及や各種健診等の助成などにより、健康づくりを推進します。
- ◆高齢者については、心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業と介護予防を一体的に実施します。また、地域の高齢者が集う住民主体のコミュニティサロンや通いの場等を拡充することで、地域住民同士の交流により、地域住民が高齢者を支える地域づくりの実現に努めます。

連携の推進

施策の方向性

- ◆北地区から栃木県栃木市及び南地区から埼玉県加須市への架橋の整備について、栃木市、加須市と連携して推進体制の組織化を図り、早期実現するよう国及び県へ要望活動等を実施します。
- ◆両毛広域都市圏総合整備推進協議会や館林邑楽総合開発促進協議会、東毛地方拠点都市地域整備推進協議会、関東どまんなかサミットなど、他自治体との連携事業を今後も推進します。
- ◆地域連携サイエンス・カフェ、大学・企業見学バスツアー、小学生の体験学習など、東洋大学との連携事業を継続するほか、東洋大学、群馬県とともに、新たな取組についての検討を進めます。

6.KPI一覽

雇用		1
① 認定農業者の新規認定者数（年間）		
基準	目標（R6）	
4人	4人	
出典：産業振興課		
② 新規就農者数（年間）		
基準	目標（R6）	
1人	1人	
出典：産業振興課		
③ 年間商品販売額 ^{※1} ・製造品出荷額等 ^{※2}		
基準	目標（R6）	
14,148 百万円	15,562 百万円	
61,394 百万円	67,535 百万円	
※上段が年間商品販売額 出典：H28 経済センサス活動調査 下段が製造品出荷額等 出典：H30 工業統計調査		
④ 産業及び商業・業務用地への誘致		
基準	目標（R6）	
75.6%	88.04%	
出典：産業振興課 R1（10月1日現在）		
⑤ 新規創業、起業数		
基準	目標（R6）	
7件	15件（累計）	
出典：板倉町創業支援計画		
⑥ 6次産業化の取組数		
基準	目標（R6）	
—	1件（累計）	
出典：産業振興課		

子育て・福祉		2
① 婚活イベント参加者数		
基準	目標（R6）	
52人（全体）	90人（全体）	
11人（町民参加者）	24人（町民参加者）	
出典：総務課 H30		
② 乳幼児健診受診率		
基準	目標（R6）	
98.7%	100%	
出典：健康介護課 H30		
③ 待機児童数		
基準	目標（R6）	
0人	0人	
出典：板倉町次世代育成支援行動計画		
④ 教育支援体制等構築事業延べ利用者数		
基準	目標（R6）	
777人	800人	
出典：教育委員会事務局 H30		

実施計画



※1 年間商品販売額：卸売業または小売業の商業で売り買いされた物品の販売額 ※2 製造品出荷額等：製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計

まち・ひと・しごと創生
総合戦略

6.KPI一覧

実施計画

移住・交流		3
①観光関連 HP アクセス数		
基準	目標 (R 6)	
58,268	70,000	
出典：総務課 H30		
②渡良瀬遊水地保全利活用事業数		
基準	目標 (R 6)	
- (累計)	10事業 (累計)	
出典：渡良瀬遊水地利活用協議会		
③PR 大使数		
基準	目標 (R 6)	
8人	10人	
出典：企画財政課 R 1		
④板倉ニュータウン宅地分譲 (分譲割合)		
基準	目標 (R 6)	
65.15%	72.47%	
出典：産業振興課 R 1 (10月1日現在)		
⑤小学校 CRT、中学校 NRT テスト 管内平均点の全国との差		
基準	目標 (R 6)	
+ 5点 (小学校)	+ 7点 (小学校)	
偏差値 + 3 (中学校)	偏差値 + 4 (中学校)	
出典：教育委員会事務局 H30		

地域づくり		4
①空き家に対する苦情件数		
基準	目標 (R 6)	
7件	5件	
出典：総務課 H30		
②路線バス利用者数		
基準	目標 (R 6)	
180,381人	182,000人	
出典：総務課 H30		
③犯罪件数		
基準	目標 (R 6)	
89件	80件	
出典：総務課 H30		
④避難訓練参加割合		
基準	目標 (R 6)	
44.9%	55%	
出典：総務課 H30		
⑤健康寿命 ^{※1} の延伸		
基準	目標 (R 6)	
男性 77.8歳	男性 78.8歳	
女性 83.3歳	女性 84.3歳	
出典：健康介護課 H30		
⑥東洋大学との取組事業数		
基準	目標 (R 6)	
12事業	15事業	
出典：企画財政課 H30		

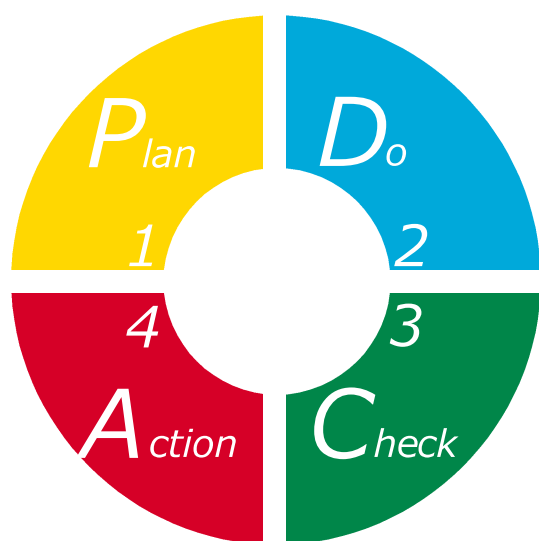
※1 健康寿命：国保データベースシステムの「平均自立期間」を参考に設定。「平均自立期間」とは、日常生活が自立している期間の平均。



7. 進捗管理の考え方

7-1 PDCA サイクルによる進捗管理

総合戦略の実現に向け、PDCAサイクル方式サイクルを確立します。まず、効果的な総合戦略を策定(Plan 計画)し、着実に実施(Do 実施)するとともに、設定した目標数値等を基に、実施した施策・事業の効果を検証(Check 評価)し、必要に応じて総合戦略を改訂(Action 改善)します。



7-2 取組の効果検証の方法及び体制

総合戦略を効果的・効率的に推進するためには、外部有識者等で構成する検証組織を設置し、その方向性や具体案について審議・検討を行います。

また、各分野の具体的な施策に対して設定した、客観的な重要業績評価指標(KPI)をもとに、効果検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

8. 策定・改訂記録

令和2年3月策定

